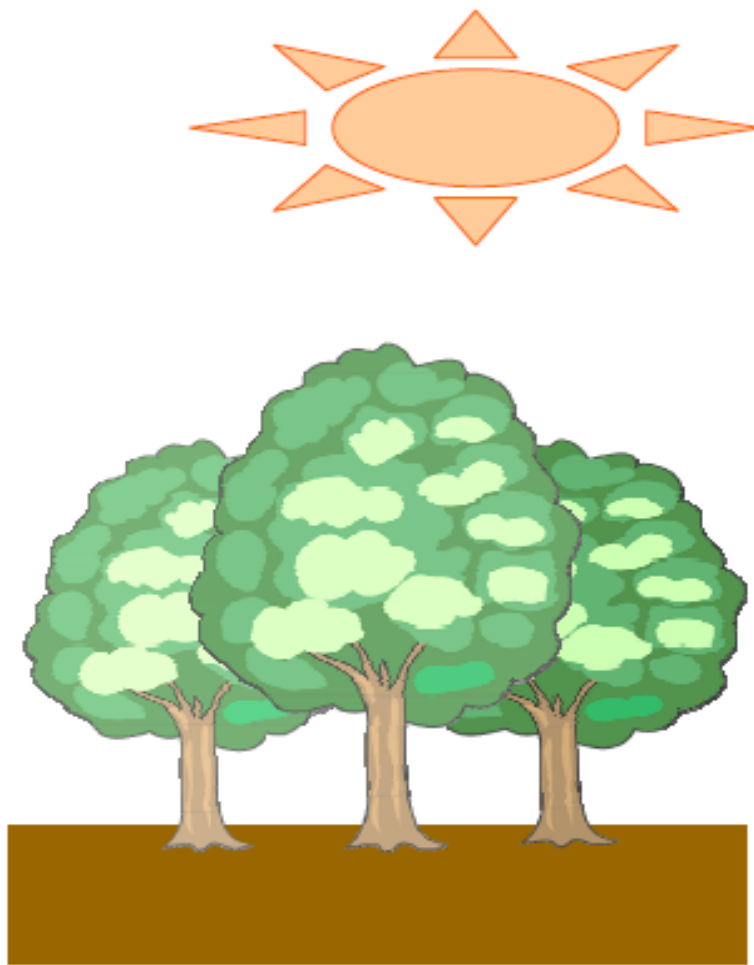


# 豊橋市多文化共生推進計画



豊 橋 市

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の経緯	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	3

## 第2章 計画の基本的な考え方

1	多文化共生推進の必要性	5
2	多文化共生推進の意義	5
3	基本理念	6
4	基本目標	6

## 第3章 計画の体系と施策の方向

1	多文化共生の意識づくり	10
1 - 1	人権尊重の意識づくり	10
1 - 2	多文化共生意識の学習機会づくり	13
2	元気な地域づくり	16
2 - 1	地域社会への参加の仕組みづくり	16
2 - 2	外国人市民の意見反映の仕組みづくり	18
3	暮らしやすいまちづくり	20
3 - 1	安心して暮らせる環境づくり	20
3 - 2	情報提供の充実	23
4	夢を持てる社会づくり	26
4 - 1	子どもの学習環境の充実	26
4 - 2	就業環境の改善・就業支援	30

## 第4章 計画の推進に向けて

1	役割分担	33
1 - 1	国・愛知県の役割	33
1 - 2	豊橋市の役割	33
1 - 3	公立小中学校・外国人学校の役割	34
1 - 4	豊橋市国際交流協会の役割	34
1 - 5	NPO・ボランティア団体の役割	34
1 - 6	地域コミュニティの役割	35
1 - 7	外国人市民・日本人市民の役割	35
1 - 8	企業の役割	35
1 - 9	保育所・幼稚園・託児所等の役割	36
2	計画の推進について	36

## 第5章 多文化共生推進プラン

1	多文化共生推進計画 目標指標一覧	37
2	多文化共生推進プラン	38

(参考資料)

1 アンケート調査の概要	47
2 多文化共生推進プラン(仮称)検討会議	60

豊橋市多文化共生推進計画における「外国人市民」「外国人住民」には、日本国籍を有しない人のみでなく、すでに日本国籍を取得している外国出身の人や外国にルーツを持つ人を含めています。

## 平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、“すべての人とともに生きる”、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制 100 周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成 18 年 12 月 18 日

愛知県豊橋市

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景

本市の人口は2009年（平成21年）1月現在、38万5千人となりましたが、その中で本市に居住する外国人市民は、近年、急激な勢いで増加し続けてきました。

外国人市民の数は、1970年代までは戦前からの歴史的な経緯を背景に韓国・朝鮮国籍などの特別永住者を中心に、3,000人台で推移していましたが、経済のグローバル化や少子高齢化による労働力不足などから外国人市民の数が増加し始めました。

特に、1990年に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、日系人の日本での就労が容易になったことにより急増し、さらに市内3大学への留学生、外国人研修制度による研修生の受入れなど、2009年1月現在では73か国、約20,000人、人口の5%を占めるまでにになりました。

中でも、ブラジル国籍の人々は約12,500人と外国人市民の62.5%を占め、浜松市に次いで全国で2番目に日系ブラジル人の多い都市となっています。

豊橋市は鉄道など交通の要衝地で、生活にも便利な土地であり、また本市を始め近隣市町は製造業の盛んな地域で、多くの外国人がこの地域に暮らし、この地域の「ものづくり」を支える重要な労働力として、東三河地域経済の発展に大きく貢献しています。

今後においても、少子高齢化による労働力の減少やグローバル化の進展に伴い、外国人市民は、製造業の分野を始め医療・福祉の分野での研修・実習生の受入れの拡大などにより、さらに増加していくことが予想されます。

一方で、言葉の壁や生活習慣・文化の違いなどにより、外国人市民が、生活者として地域に融合し、暮らしていく上で、様々な課題も抱えています。

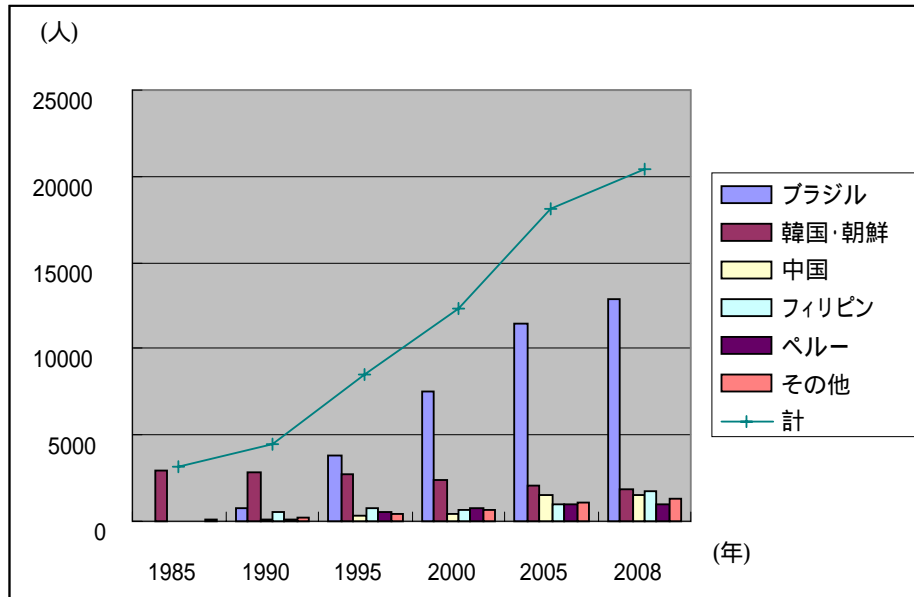
本市では、これまでも多文化共生に関する施策を積極的に推進し、地域住民の国際理解も深まってきていますが、余りにも急激な外国人市民の増加に、施策の展開も受入れ体制も対応しきれない状況にあります。

外国人登録者数の推移

（単位：人）

	1985	1990	1995	2000	2005	2008
ブラジル	3	752	3,829	7,569	11,449	12,885
韓国・朝鮮	2,990	2,858	2,768	2,364	2,031	1,906
中国	36	63	282	479	1,547	1,548
フィリピン	33	527	714	643	970	1,758
ペルー	0	65	506	711	962	1,016
その他	61	193	424	623	1,110	1,315
計	3,123	4,458	8,523	12,389	18,069	20,428

（各年4月1日現在）



## 2 計画策定の経緯

外国人市民の急激な増加に対応するため、本市では平成 14 年に「豊橋市多文化共生推進協議会」を設置し、入国管理事務所、職業安定所、警察署、自治会、ボランティア・NPO など関係 31 機関による情報交換や多文化共生に必要な協議・検討を 2 年間にわたって行いました。

また、平成 17 年度には、愛知万博を契機とした新たな国際交流のあり方を検討する「今後の国際交流のあり方に関する懇談会」を設置し、44 の提言をいただきました。

平成 19 年度には、外国人市民等を委員とする「多文化共生懇談会」や地域において日本人住民と外国人住民が意見交換を行う「地域共生懇談会」を開催し、多文化共生社会実現に向けた提案や地域の課題解決への取り組みを行いました。

一方、国は平成 18 年 3 月、これまでの「国際交流・親善」「国際協力」という 2 つの柱に加え、地域における多文化共生を第 3 の柱として「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体の多文化共生推進に関する指針を示しました。

愛知県においても平成 18 年度、「愛知県多文化共生社会づくり推進会議」を設置し、施策の方向性などについて検討を行い、平成 20 年 3 月「あいち多文化共生推進プラン」を策定しました。

こうした国や愛知県の多文化共生に関する取り組みを受け、本市としてもこれまでの取り組みを計画的かつ総合的に展開するために「多文化共生推進プラン策定会議」及び「豊橋市多文化共生推進プラン検討会議」を設置し、今回「豊橋市多文化共生推進計画」を策定しました。

### 3 計画の位置づけ

---

この計画は、本市における多文化共生社会の実現に向けた基本的な考え方や関連する施策について、本市の特性、新たな課題、これまでの様々な提言・意見等を踏まえて体系的にまとめたもので、「平和・交流・共生の都市宣言推進計画」の共生分野における具体的な行動計画として位置づけるものです。

### 4 計画期間

---

平成 21 年度（2009 年）から平成 25 年度（2013 年）の 5 年間とします。





## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 多文化共生推進の必要性

外国人の長期定住化、永住化傾向が高まりつつある現在、外国人を日本人と同じ生活者・地域住民として認識する視点が求められており、外国人市民への支援を総合的に行うと同時に、地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築することが重要です。さらに、特色あるまちづくりの観点から、これまでの外国人支援の視点を超えて、新しい地域社会のあり方として国籍や民族の違いを超えた「多文化共生の地域づくり」を進める必要が増えています。

今後、日本の総人口は減少していくことが予想される中で、グローバル化の進展により外国人を含めた全ての人々が能力を最大限に発揮できる社会づくりが不可欠であり、地域において多文化共生を推進する必要性は一層高まっています。

### 2 多文化共生推進の意義

#### 人権の尊重

多文化共生のまちづくりの推進は、「日本国憲法」、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等で保障される人権尊重の趣旨に合致するものです。

国籍や民族の違いによらず、全ての市民の人権が尊重されることにより、暮らしやすい平和で明るい社会が実現されます。

#### 市民の国際理解力の向上

多文化共生のまちづくりが進むことで、地域での異文化交流が活発となり、住民の異なる文化への理解能力も向上することが期待されます。こうした活動から新たな価値観、新たな文化を創出することが可能になります。

さらに国際的視野の広がり、異文化コミュニケーションに秀でた若い世代、平和貢献活動・国際協力活動に参加する人材の育成が可能となります。

### 元気な地域づくりの推進

地域の日本人と外国人が、互いの異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、地域における様々な活動とともに参加・協力することにより、外国人市民が日本人市民と同様に地域社会を支える担い手としての役割を十分に果たし、地域の一層の活性化や発展につながります。また、世界の人々とともに地域社会づくりを進めることによって、世界に開かれた地域産業・経済の振興にもつながっていきます。

### 安全で安心な暮らしやすいまちづくりの推進

外国人の定住化が進む中で、外国人の日本の法令や生活習慣などに対する理解と遵守を促進し、外国人市民を一時的滞在者としてではなく地域の生活者、地域住民として受入れることが求められています。日本人と外国人が共生する地域づくりを進めることにより、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりにつながっていきます。

### 夢を持てる社会づくりの推進

教育環境の整備により、外国人の子どもたちも、様々な選択肢の中から将来を決めることが可能となります。

また、就労環境の改善を図ることで、経済的にも社会保障の上でも安定した生活を送ることが可能となります。

こうした社会を実現することにより、外国人市民が地域の一員としてその役割を果たし、地域や社会の活性化につながっていきます。

## 3 基本理念

この計画の基本的な考え方を明確にするため、次の基本理念を定めます。

### 互いの国籍や文化を認め合い、誰もが安心して元気に暮らせるまちづくり

国籍や民族・文化の違いを多様性に満ちた地域特性として活用し、異なる価値観や異文化を全ての市民が理解し、尊重し合いながら、その豊かさを共有し、日本人も外国人も地域に共に暮らす市民としてとらえる「多文化共生社会」の実現をめざします。

## 4 基本目標

---

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標 I 「多文化共生の意識づくり」

基本目標 II 「元気な地域づくり」

基本目標 III 「暮らしやすいまちづくり」

基本目標 IV 「夢を持てる社会づくり」



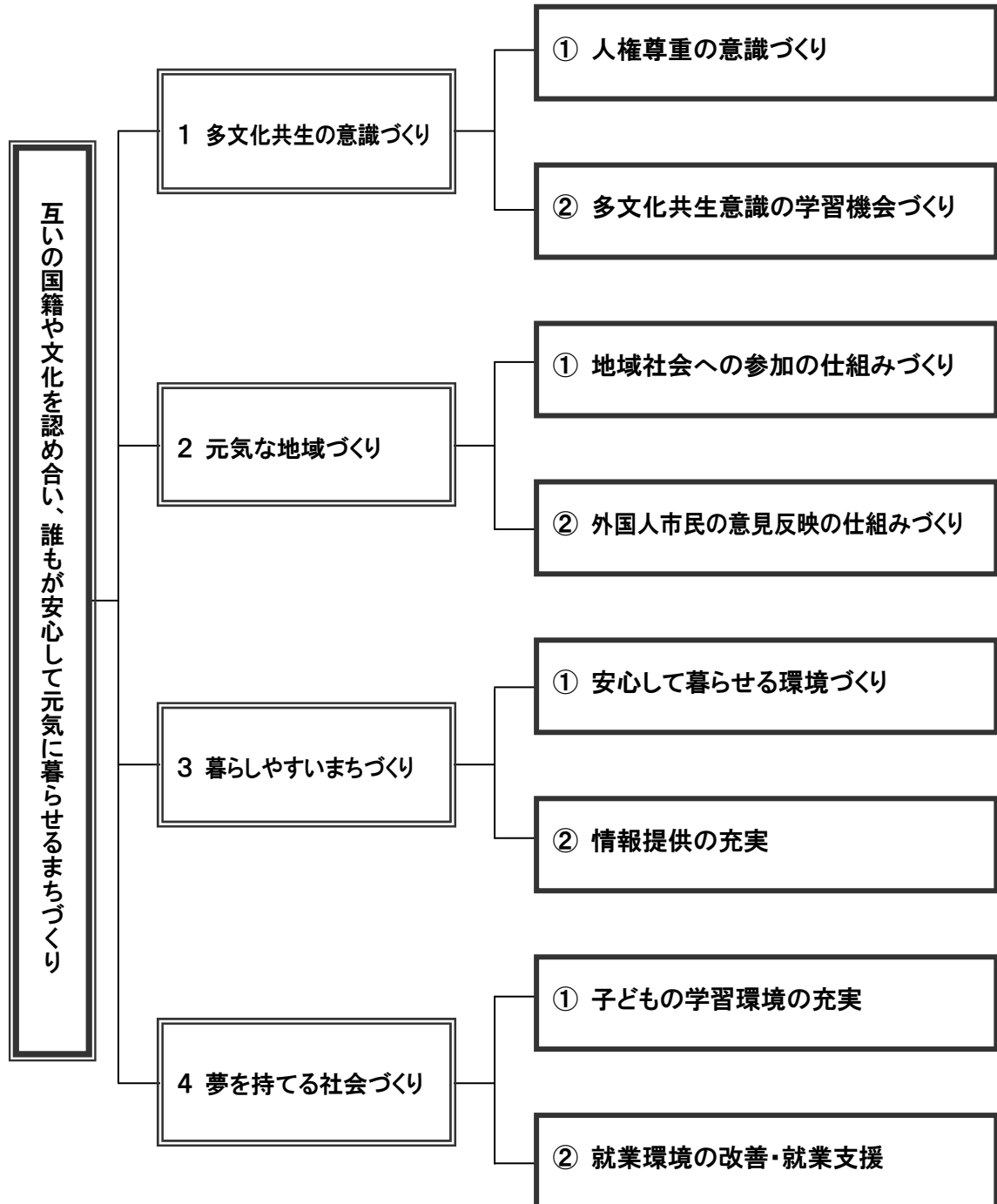
## 第3章 計画の体系と施策の方向

基本理念を実現するため、4つの基本目標ごとに現状と課題を整理し、今後取り組むべき施策の具体的方向を明らかにします。

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]



# 1 多文化共生の意識づくり

多文化共生社会の実現には、日本人市民も外国人市民も、互いの文化や慣習の違い、考え方の違いを認め合い、互いをよく理解し合って、同じまちに暮らす隣人として尊重し助け合って生活していくことが大切です。

職場・地域・学校、また豊橋市国際交流協会や NPO の活動など、様々な機会、活動を通して、多文化共生意識の啓発と交流や学習の場づくりを推進していきます。

## 1-1 人権尊重の意識づくり

### 目標値

指 標 名	現行値(H20)	目標値(H25)
外国人市民が増加することを好意的に感じる市民の割合	36.6 %	50.0 %

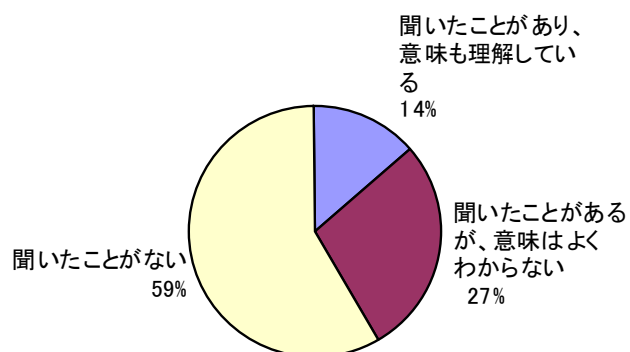
※ 市民意識調査による。

### 1) 現状と課題

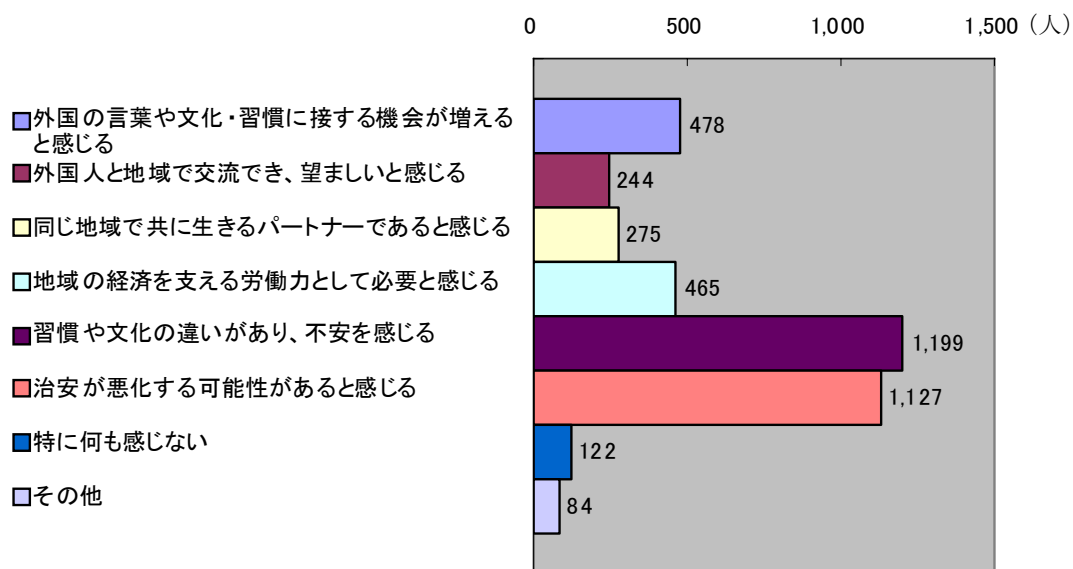
- ・ 豊橋市には多くの外国人が住み、市民の国際化・共生への理解も進んでいますが、多文化共生の意識が十分に浸透しているとは言えません。
- ・ 日本人の中には、外国人犯罪のニュースなどを見て、あるいは風評により、外国人の多くが悪いと考えてしまうことなどもあり、多文化共生社会を実現するためには、このような偏見を取り除く必要があります。
- ・ 平成 20 年度市民意識調査では、「多文化共生ということばを聞いたことがありますか」という問いに対し、半数以上の人々が「聞いたことがない」と答えています。また、「外国人が増加することをどう思いますか」という質問に対して、「外国の言葉、文化、慣習を知る機会が増えるので望ましい」など肯定的な意見も多くある反面、「治安が悪化する可能性があり望ましくない」など、否定的な意見も半数を占めています。
- ・ 外国人市民意識調査では、半数近くの外国人が『差別を感じたことがある』と答えています。
- ・ 外国人市民も地域で生活する住民であり、日本人市民と外国人市民との共生社会を実現していくためには、市民一人ひとりの人権意識を高め、多文化共生意識の啓発をさらに充実していくことが必要です。

平成 20 年度 市民意識調査（平成 20 年 6 月実施）

（1）多文化共生という言葉聞いたことがありますか



（2）地域に外国人市民が増加することをどう感じますか

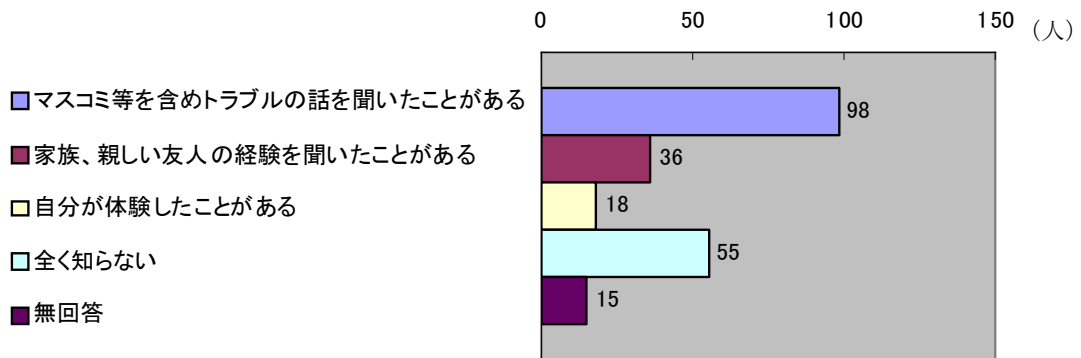


※ 異文化に接する、地域での交流ができるなど肯定的な意見 36.6%

※ 習慣文化の違いや治安の悪化に対する不安など否定的な意見 58.2%

### 東三河地区日本人意識調査（平成 19 年 7 月実施）

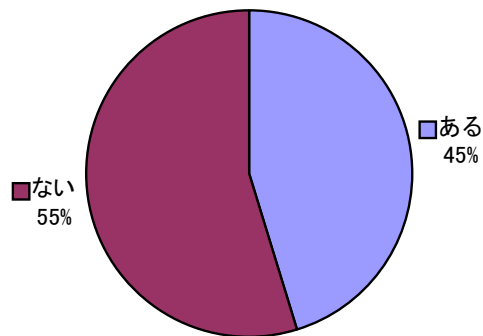
（1） 在住外国人との間でトラブルを経験したことがありますか。または、聞いたことがありますか



※ 60%が自らの体験ではなく、マスコミ報道や風聞等によりトラブルを認識している。

### 外国人市民意識調査（平成 20 年 7 月実施）

（1） 地域で生活して、外国人であることによる差別を感じたことがありますか





## 2) 具体的推進策

(◎新規 ●重点 ○継続)

- 1 ● 人権尊重意識高揚のシンポジウム等の開催 【市】  
人権尊重意識の高揚を図るため、豊橋市国際交流協会やボランティア団体との連携・協働により、シンポジウムや講演会を開催します。
- 2 ● 相互理解を図るイベントの開催 【協会・NPO】  
豊橋市国際交流協会やNPO 法人 ABT 豊橋ブラジル協会などボランティア団体との連携・協力により、日本人市民と外国人市民との相互理解を図る広域的な事業の展開を図ります。
- 3 ○ 相互理解を図るスピーチ大会の開催 【協会】  
日本人市民と外国人市民が相互理解を深め、差別や偏見をなくすため、豊橋市国際交流協会の実施する「日本語スピーチコンテスト」の拡充を図ります。
- 4 ○ 学校教育を通じた人権教育の実施 【市】  
道徳・人権講座等の人権教育により児童生徒の人権に対する意識高揚を図ります。

※【協会】は、豊橋市国際交流協会を示す。

### 1-2 多文化共生意識の学習機会づくり

#### 目標値

指 標 名	現行値(H19)	目標値(H25)
「にほんごきょうしつ」などの学習機会への参加人員	830 人	1,000 人

※ 豊橋市国際交流協会が実施する日本語教室への参加者数

#### 1) 現状と課題

- ・ 日本人市民と外国人市民とのトラブルの多くは、文化や習慣の違い、言葉の壁などによるコミュニケーション不足が原因と考えられます。
- ・ 市役所を訪れる外国人市民へのアンケートで「外国人市民が日本人との交流に必要なことは何ですか」との問いに対し、「日本語を話せるようになること」「交流する機会が増えること」という回答が多くありました。
- ・ 本市ではこれまでも、豊橋市国際交流協会が主催する「にほんごきょうしつ」や日本語学習などの講座を開催するほか、市民や NPO などが主体となって日本語学習や生活指導などを行ってきています。

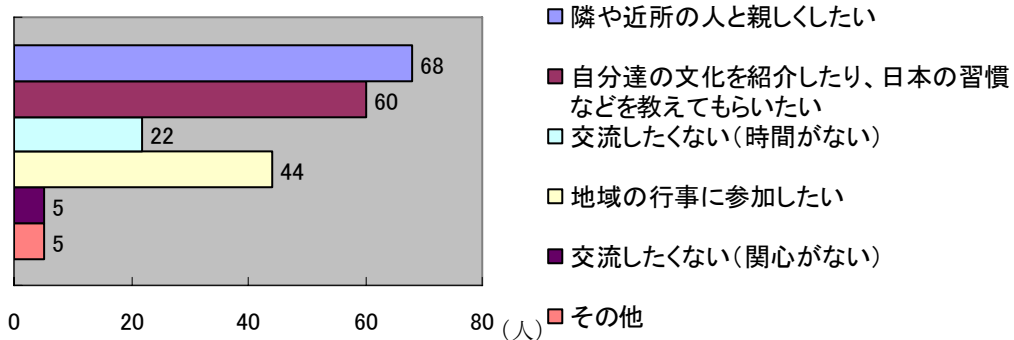
- ・ 外国人市民の自助組織である NPO 法人豊橋ブラジル協会（ABT：ブラジル）や豊橋ラテンアメリカ協会（COLAT：ペルー）では、それぞれの国の独立記念日を祝う「豊橋ブラジル Day」や「ペルー祭」を開催し、南米系住民相互の交流や市民との交流を深めています。
- ・ 今後も市や豊橋市国際交流協会・市民団体、地域が一体となって、国際理解を図る交流の場づくり、多文化共生の学習の機会の拡大を図る必要があります。



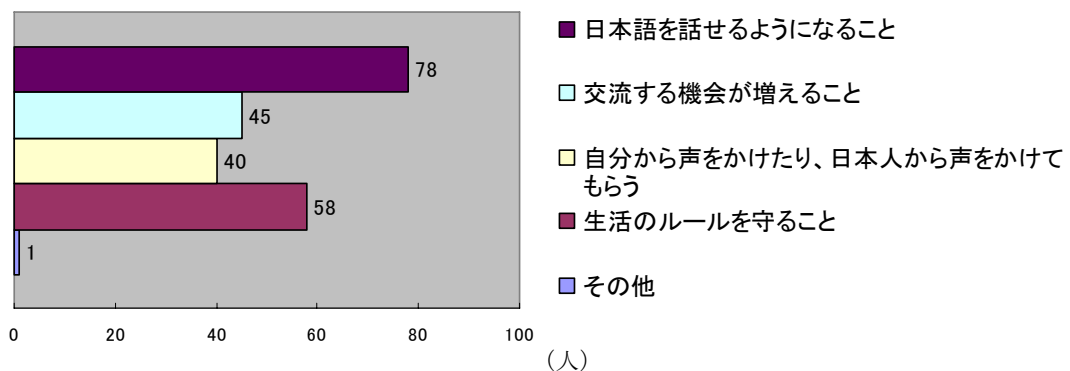
(にほんごきょうしつの様子)

### 外国人市民意識調査(平成 20 年7月実施)

(1) 地域でどんな交流をしたいですか



(2) 外国人市民が日本人との交流に必要なものは何ですか



## 2) 具体的推進策

(◎新規 ●重点 ○継続)

- 5 ● 文化紹介講座・イベント等の開催 【市・協会】  
外国人、日本人がそれぞれの文化を紹介する講座やイベント等を地域住民が講師となって開催します。
- 6 ● 外国人学校と小中学校の交流事業の実施 【市・NPO】  
相互理解を図るため、一部の学校で実施されている外国人学校と小中学校との交流事業を全市的な取組みとして拡充します。
- 7 ● 日本人住民と外国人住民との懇談会の開催 【市】  
住みよい地域にするために日本人住民と外国人住民が意見交換を行い、コミュニケーションを図るための懇談会を開催します。
- 8 ● 日本語学習機会の充実 【協会・NPO】  
豊橋市国際交流協会やボランティア団体の開催する日本語学習教室への参加がしやすいものとなるよう、機会の拡大やきめ細かな開催情報の提供を行います。
- 9 ○ 社会教育活動を通じた多文化共生意識づくり 【市・NPO】  
PTA 活動など、子どもを通じた関わりをきっかけに、日本人の異文化に対する理解を深め、多文化共生の意識づくりを推進します。

## 2 元気な地域づくり

元気な地域づくりを進めるためには、そこに住む人々が互いに助け合い、ともに支えあっていかなければなりません。

日本人市民は、外国人市民に対して、ともに暮らし、地域をつくる生活者・地域住民として認めることが大切です。

外国人市民も、地域社会の対等な構成員として、地域を支える担い手としての自覚を強く持つことが重要です。

日本人市民と外国人市民が手を取り合って、元気な地域づくりに向けた仕組みづくりを進めていきます。

### 2-1 地域社会への参加の仕組みづくり

#### 目標値

指 標 名	現行値(H20)	目標値(H25)
外国人の自治会活動等への参加率	26.9 %	50.0 %

※ 外国人市民意識調査による参加率

#### 1) 現状と課題

- ・ 本市には現在、約2万人の外国人市民が暮らしていますが、地域によってばらつきがあり、中には外国人市民が約半数を占める地域もあるなど、特に東部、北部地域において集住化の傾向が見られます。
- ・ そうした地域の中には、外国人市民が自治会活動に積極的に参加し、円滑な地域づくりが行われている所もある一方で、外国人市民が早朝から夜遅くまで仕事や生活に追われ、自治会活動等に非協力的で日本人住民の負担が増加し、軋轢が生じている地域もあります。
- ・ アンケート調査では、自治会活動に参加していない外国人市民の割合が5割近くを占め、その理由として「参加したいと思っているが情報が来ない」「誘われないので参加していない」「労働条件が厳しく、参加する時間が取れない」との回答も多くあります。
- ・ 外国人市民が PTA 活動や自治会活動に積極的に参加し、保護者として、また生活者としての責務を果たすことができるよう、自治会活動の情報提供の充実や就業環境の改善、自治会活動への参加呼びかけなどを一層充実していく必要があります。



(地域共生懇談会の様子)

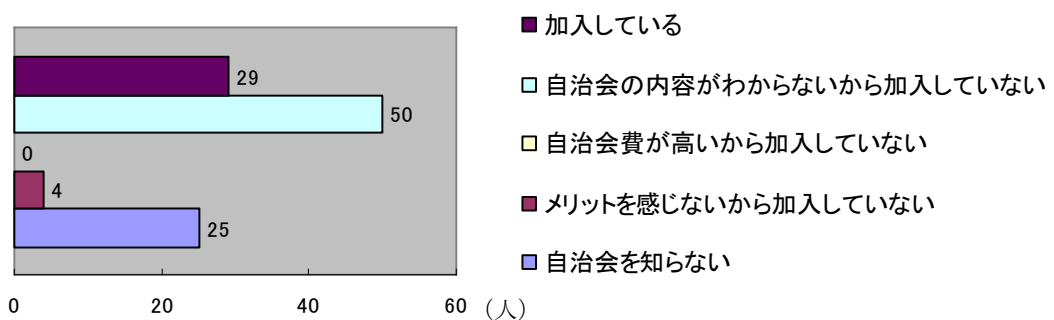
### 豊橋市統計資料(平成 20 年4月1日現在)

#### (1) 外国人が多く暮らす行政町別の状況

	町全体		外国人登録数		外国人の割合(%)	
	総人口	総世帯数	人口	世帯数	人口	世帯
岩屋町	2,951	1,306	680	322	23.04	24.66
多米中町3丁目	1,959	769	914	315	46.66	40.96
中岩田5丁目	954	389	269	133	28.20	34.19
中岩田6丁目	1,777	698	888	317	49.97	45.42
平川本町3丁目	995	423	256	150	25.73	35.46

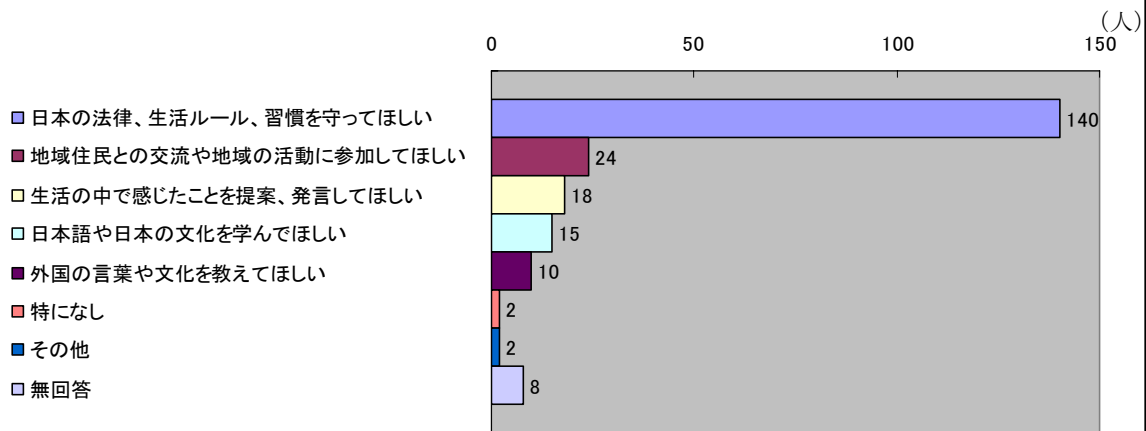
### 外国人市民意識調査(平成 20 年7月実施)

#### (1) 自治会(町内会)に加入していますか



## 東三河地区日本人意識調査(平成 19 年7月実施)

### (1) 在住外国人に何を期待しますか



### 2) 具体的推進策

(◎新規 ●重点 ○継続)

#### 10 ◎多文化共生コーディネーターの養成

【市・協会】

地域において、外国人住民の参加を促すイベント等の企画や日本人住民との意見調整等を行う多文化共生コーディネーターを外国人も含めて養成します。

#### 11 ◎外国人情報窓口の設置

【市】

初めて来日した外国人や他市から転入した外国人に対して、日本での生活上のルールや豊橋市のゴミ分別などのルールを紹介する窓口を設置します。

#### 12 ●自治会加入促進のための説明会等の開催

【市】

外国人市民に対して、地域社会のルール紹介や自治会への加入を促進するため、制度や活動などを紹介する機会を設け、地域社会への参加を促します。

## 2-2 外国人市民の意見反映の仕組みづくり

### 目標値

指標名	現行値(H19)	目標値(H25)
地域共生懇談会等への参加者数	70人	500人

※ 外国人集住地域で開催する日本人と外国人の意見交換会への参加者数

## 1) 現状と課題

- ・本市ではこれまで「市長と外国人児童が語る会」を毎年開催し、自然の中で昼食をともにしながら、外国人の子どもたちや保護者の市への意見・要望を聞いています。
- ・また「地域共生懇談会」を開催し、それぞれの地域における日本人住民と外国人市民との意見交換や相互理解の促進を図っています。
- ・しかし、外国人市民が行政に対し意見を伝える機会は充分でないのが現状です。市民意識調査も日本人が対象であり、外国人市民を対象にした定期的なアンケート調査の実施も必要です。
- ・今後、こうした取組みをさらに充実し、日本人市民の目から見ただけでなく、外国人市民から見た課題や問題点を的確に把握して、政策に反映させていく必要があります。

### 市長と外国人児童が語る会（毎年10月初旬に実施）

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
参加者数(人)	289	125	149	130	70	101	96	127	134	104	137

## 2) 具体的推進策

(◎新規 ●重点 ○継続)

- |   |            |
|---|------------|
| <p>13 ◎外国人市民の審議会等への登用</p> <p>外国人市民が、豊橋市のまちづくりなどに対して考えや意見が述べられるよう審議会等への登用を積極的に進めます。</p>              | <p>【市】</p> |
| <p>14 ◎東三河外国人市民会議の開催</p> <p>外国人市民の抱える課題や問題点、その解決策など外国人市民の視点での意見交換を広域的に行い、市政に反映させます。</p>             | <p>【市】</p> |
| <p>15 ●実態調査・アンケート調査の実施</p> <p>外国人市民の現状や実態を把握するため、実態調査やアンケート調査を実施し、市政に反映させます。</p>                    | <p>【市】</p> |
| <p>16 ○日本人住民と外国人住民との懇談会の開催（再掲）</p> <p>住みよい地域にするために日本人住民と外国人住民が意見交換を行い、コミュニケーションを図るための懇談会を開催します。</p> | <p>【市】</p> |

### 3 暮らしやすいまちづくり

日本人市民、外国人市民が、ともに安心して生活できるためには、外国人市民が日本で暮らすうえで必要なルールや制度を十分認識し、住民としての義務や果たすべき責任を理解しなければなりません。また、日本人市民も、外国人市民の暮らしや文化・習慣等を理解するよう努力する必要があります。

外国人市民が地域社会で自立して生活していくためには、日本語でのコミュニケーションが前提であり、日本語の理解力の向上は不可欠です。

また、市が外国人市民の居住実態を正確に把握し、生活に必要な情報や災害情報、住民としての義務などが、すべての外国人市民に伝わるようにしていくことが必要です。

そのために、様々な情報媒体を活用して、多言語による情報提供の一層の充実を行うとともに、日本語能力向上のための学習機会の充実を図ります。

外国人市民も日本人市民も同じ地域に生きる生活者として安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。

#### 3-1 安心して暮らせる環境づくり

##### 目標値

指 標 名	現行値(H19)	目標値(H25)
外国人の相談件数	7,606 件	9,000 件

※ 国際交流課外国人相談室、豊橋市国際交流協会生活相談での相談件数

##### 1) 現状と課題

- 外国人市民へのアンケート結果では、日本での滞在年数に比べ日本語の理解力は十分とは言えません。
- 日常生活を送るうえでのコミュニケーション手段として日本語の習得は欠かすことのできないものですが、日本語を必要としない就労環境が存在することや、長時間勤務による時間的ゆとりがないことなどから、日本語学習への意欲が低い傾向にあります。
- 豊橋市国際交流協会の開催する「日本語講座」、ボランティア団体の開催する「にほんごきょうしつ」など、日本語を学ぶ教室等の開催場所や開催日・時間などを外国人市民にとって参加しやすいものにするとともに、開催情報の周知に努める必要があります。
- 外国人労働者の雇用主である企業においても、日本語学習への意欲を高め、企業内研修の機会づくりや条件整備を図るなど、企業の社会的責任の観点から、学習しやすい環境を整えることが重要です。



- ・ 健康保険や公的年金への加入は、生活者として、安心して暮らすために必要であるにもかかわらず、未加入の外国人市民が多数います。雇用企業には、企業責任の遵守を求めるとともに、制度の周知を図り、また、外国人市民が加入しやすい制度への改正を、国など関係機関に求めていく必要があります。
- ・ 現在の外国人登録制度は、国からの法定受託業務として市町村が行っていますが、正確な居住実態の把握が困難な上、職権での修正ができないため、様々な問題を抱えており、制度のあり方についての見直しが必要です。



(外国人税務相談会の様子)

### 外国人市民意識調査(平成 20 年7月 実施)

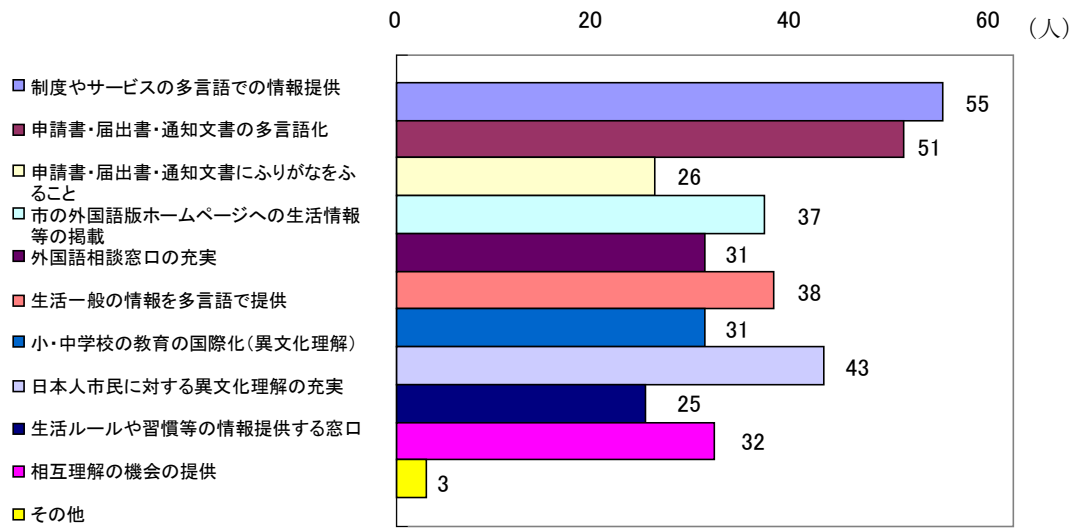
#### (1) 日本に来て何年ですか

10年以上	52.2 %
5年～10年未満	23.0 %
5年未満	24.8 %

#### (2) 日本語能力について

項 目	できる	少しできる	できない
日本語を話すことはできますか	38 %	50 %	12 %
日本語の聞き取りができますか	43 %	57 %	9 %
ひらがなが読めますか	41 %	31 %	28 %
ひらがなが書けますか	43 %	24 %	33 %

(3) 豊橋市の行政サービスに要望することは何ですか



2) 具体的推進策

(◎新規 ●重点 ○継続)

17 ◎ 多文化共生モデル地区の実施 【市】

外国人集住地域をモデル地区とし、推進員の配置とともに外国人児童放課後子ども教室の開催や地域共生懇談会、地域共生支援事業の実施などにより、地域コミュニティ活性化のための支援を行います。

18 ◎ 多文化共生センター（仮称）の設置 【市・協会】

外国人市民の情報交換や情報提供、地域共生事業の支援などを行うため、多文化共生の拠点となる多文化共生センター（仮称）を設置します。

19 ◎ 日本語学習支援基金の活用による NPO 支援 【協会・NPO】

愛知県国際交流協会の実施する日本語学習支援基金を活用した日本語学習事業により NPO 等ボランティア団体の活動を支援します。

20 ● 国への制度改正の要望 【市】

外国人が住民として、より明確に位置づけられ、きめ細かな行政サービスの提供ができるよう、外国人市民の住民登録制度の改正について国へ要望していきます。

- 21 ● 留学生の生活・就職に関する支援 【市】  
本市にある3大学に在籍する留学生の生活や就職を関係機関と連携しながら支援します。
- 22 ○ 日本語学習機会の充実（再掲） 【市・協会・NPO】  
豊橋市国際交流協会やボランティア団体の開催する日本語学習教室への参加がしやすいものとなるよう、機会の拡大やきめ細かな開催情報の提供を行います。
- 23 ○ 防災・防犯・交通安全などの講習会の開催 【市・協会・企業・市民】  
生命・財産を守るために必要な防災対策に関する情報、防犯対策・交通安全対策などの情報を周知する講習会を今後も引き続き、地域等で開催します。
- 24 ○ 外国人相談業務の充実 【市】  
複雑・多様化する外国人相談に応えるため、外国人相談員の資質向上を図るとともに、気軽に訪れることができる相談体制を整備します。
- 25 ○ 外国人児童保育円滑化事業の実施 【市】  
保育所における外国人児童の保護者を対象とした子育て関連情報の提供、子育てに関する相談・援助、子育て支援講演会等に対して、通訳の配置や講師の派遣に対する助成を行い、外国人児童の保護者に対する子育て支援を行います。
- 26 ○ 外国人労働者を対象とした日本語教室の開催 【企業・協会】  
経済的、時間的に日本語や日本の文化習慣を学ぶことが困難な外国人労働者に対する企業内での日本語教室を企業との連携・協力により開催します。
- 27 ○ 企業内研修の啓発・充実 【市・企業】  
労働関連の規則を遵守する中で、企業における日本語の習得やごみ分別など、地域社会のルールの説明会を開催するなどの協力を呼びかけます。

### 3-2 情報提供の充実

#### 目標値

指 標 名	現行値(H19)	目標値(H25)
外国語での情報提供件数	22,114 件	37,500 件

※ 外国語版ホームページアクセス数、国際交流課による翻訳件数

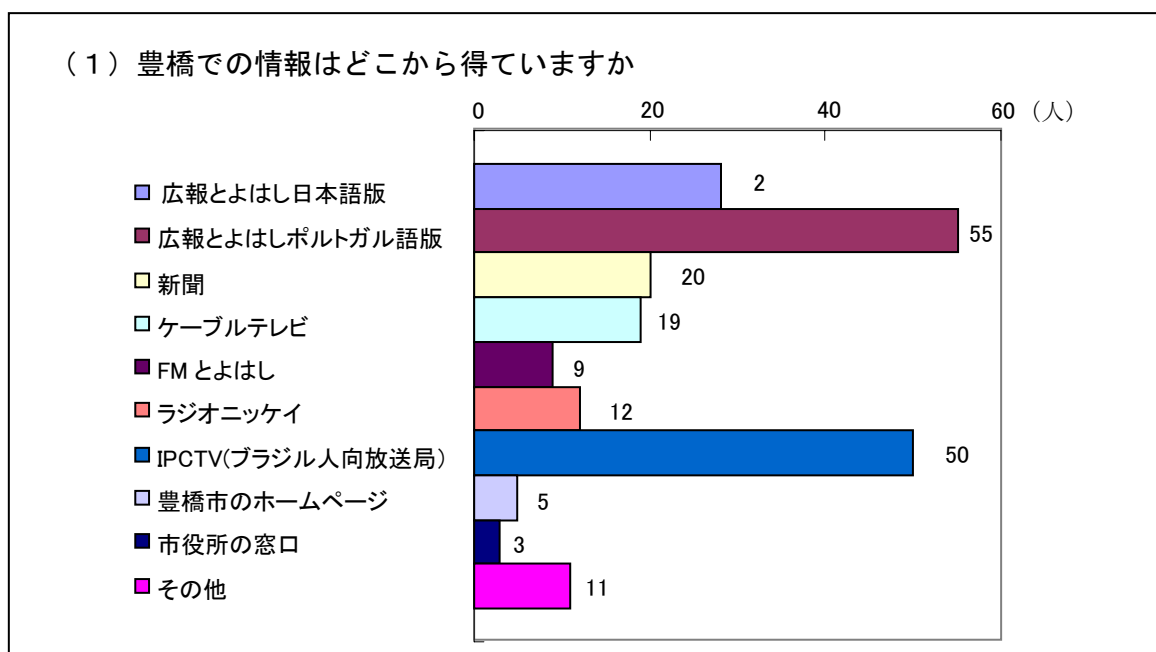
## 1) 現状と課題

- 外国人に対する情報提供は、広報とよはしのポルトガル語版を年12回、英語版・中国語版・スペイン語版を年4回発行しているほか、「ラジオニッケイ」によるポルトガル語での生活情報やイベント情報などを提供しています。そのほか、ゴミの分別、防災知識・対策などを多言語によるパンフレットの作成を行い、配布しています。
- また、行政サービスを利用するうえでの諸手続きを支援する通訳者の配置や行政サービス情報の翻訳など様々な形で情報提供の充実を図っています。
- しかし、生活者としての外国人市民の中には、自治会への加入や地域での活動に積極的でない人も多く、そのため地域の情報が得られにくい現状があります。外国人市民の地域活動への参加促進を図るとともに、多言語による情報提供方法の工夫が求められています。
- また、医療情報の提供や通訳、災害時における緊急情報伝達など、生命にかかわる情報提供サービス等の普及を進めるためにも関係機関が連携し、充実した体制整備を図る必要があります。

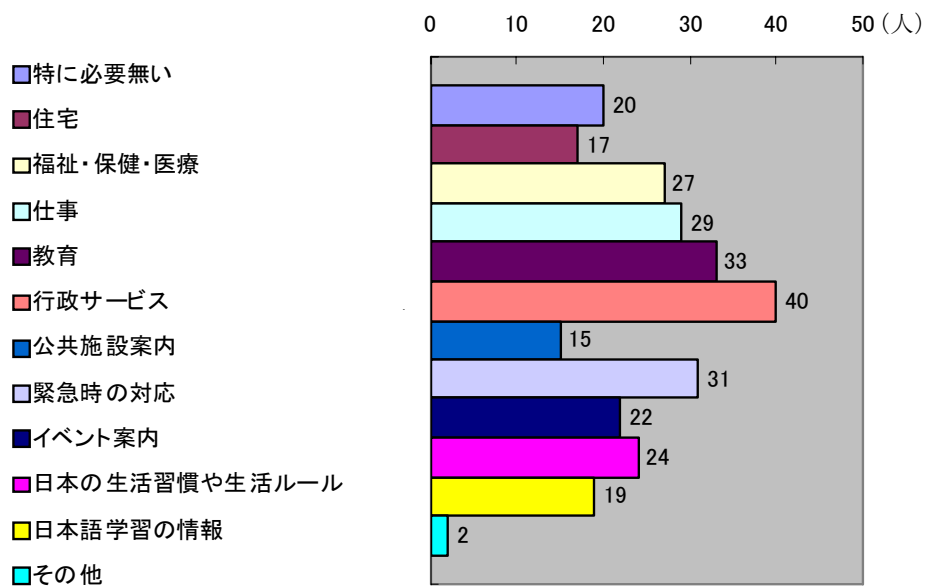
平成20年度行政相談員等配置一覧（通訳）

行政相談	2名	国保・年金窓口	1名
市営住宅相談	1名	保健所窓口	1名
市民病院	2名	公立小中学校	25名
国際交流相談	1名	国際交流員	1名
フロアーアシスタント	1名		
計		35名	

## 外国人市民意識調査(平成20年7月 実施)



(2) 普段の生活において、どのような情報が必要ですか



2) 具体的推進策

(◎新規 ●重点 ○継続)

- 28 ◎ 外国人市民による情報提供モニター員制度の導入 【市】  
外国人市民をモニターとして委嘱し、現在行っている外国人向けの情報提供が、外国人市民にとって有効なものとなっているか行政情報提供のあり方を検証します。
- 29 ● 広報とよはしの充実 【市】  
「外国語版広報とよはし」の内容の充実を図ります。
- 30 ● 地域コミュニティ通訳・翻訳業務の実施 【市・協会】  
地域コミュニティを活性化するためには外国人市民の積極的な参加が重要となります。そのために必要な地域における通訳・翻訳を支援します。
- 31 ○ 社会保障制度や行政サービスの周知を多言語で実施 【市・協会・企業】  
安心して生活するうえで欠かせない社会保障制度や様々な行政サービス制度の周知を多言語により行います。
- 32 ○ 外国人市民が多数集まる施設・団体との連携 【市・企業・NPO】  
効率的な情報提供を行うため、外国人市民が多数集まる商業施設や教会などとの連携を図ります。

## 4 夢をもてる社会づくり

日本への永住・定住を希望する外国人市民が増加してきている中で、外国人の子どもたちが夢を持って社会生活を送ることができ、幅広い職業の選択ができるような教育環境の一層の充実が必要です。

一方、外国人市民は、日本に永住するのか、母国に帰国するのかわからない状況にあっても、明確な教育観を持って、将来を担う子どもたちの社会的自立を図ることが大変重要です。

また、外国人労働者が適法かつ適切な労働条件のもとで働けるよう、就業環境の改善や就業支援などについても、積極的に取り組んでいく必要があります。

全ての市民が将来に夢と希望を持って生活できるよう、教育環境の向上を進めるとともに、就業環境の改善を促進していきます。

### 4-1 子どもの学習環境の充実

#### 目標値

指 標 名	現行値(H20)	目標値(H25)
外国人生徒の高校進学率	79.5 %	90.0 %

※ 公立中学校から高等学校への進学率

#### 1) 現状と課題

- ・ 豊橋市に在住する外国人の子どもたちのうち、就学前の子どもたちの多くは保育所や幼稚園に通っています。しかし、認可外保育施設や自宅にいる子どもたちも多く、公立小中学校への編入や進学のスームズな受入れを行うためには、情報交換や連携を十分に行う必要があります。
- ・ 就学年齢にある多くの子どもたちは、公立の小中学校や外国人学校へ通学していますが、流動の激しい外国人児童生徒の実数を正確に把握することは難しい状況にあります。
- ・ また、公立の小中学校に通う外国人児童生徒は日本人児童生徒と比べて不登校率が高い傾向にあります。そのため、学習面、生活面において学校に行きたくなるような環境づくりや保護者への一層の啓発が必要です。

#### 市立小中学校児童生徒数

(平成20年4月現在)

市立小中学校	児童生徒数 A	外国人児童生徒数 B(B/A)
小学校 52 校	23,726 人	963 人(4.1 %)
中学校 22 校	11,280 人	329 人(2.9 %)
計 74 校	35,006 人	1,292 人(3.7 %)

## 外国人児童の多い小学校

(平成 20 年 4 月現在)

小学校名	児童数 A	外国人児童数 B(B/A)
多米小学校	822 人	150 人(18.2 %)
岩田小学校	940 人	147 人(15.6 %)
岩西小学校	555 人	76 人(13.7 %)
中野小学校	499 人	66 人(13.2 %)
鷹丘小学校	894 人	55 人( 9.8 %)
石巻小学校	243 人	40 人(16.5 %)

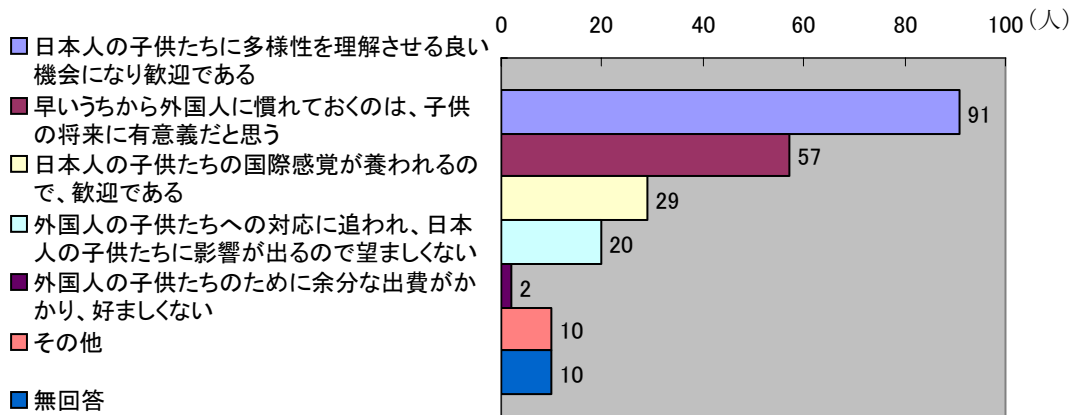
- 外国人児童生徒の日本語教育は、愛知県から専任の加配教員 55 名と本市採用の教育相談員やスクールアシスタント 25 名で対応しています。また、来日間もなく、日本語能力に支障のある児童は「プレクラス」を実施し、集中的な日本語教育を行っていますが、増加する外国人児童への対応をさらに充実していく必要があります。
- 外国人児童生徒への日本語教育のあり方は東三河共通の課題ですが、これまでのノウハウや情報の共有化を図り、国際学級を担当する教員の技量をさらに向上させていく必要があります。
- 本市は、韓国晋州市との教育交流を行っていますが、平成 20 年 8 月にブラジル・パラナヴァイ市との教育提携を行いました。今後も児童生徒の交流や現職教員の教育現場への相互派遣など、さらなる教育交流を進めていくことが必要です。
- 高等学校や大学へ進学する外国人生徒は、経済的な事情や保護者の無理解、入学試験の難しさなどから極めて限られています。
- 外国人市民が、子どもの将来を踏まえて、明確な教育観を持つことが大切です。また、学校においても、進路指導、就学指導をさらに充実していく必要があります。



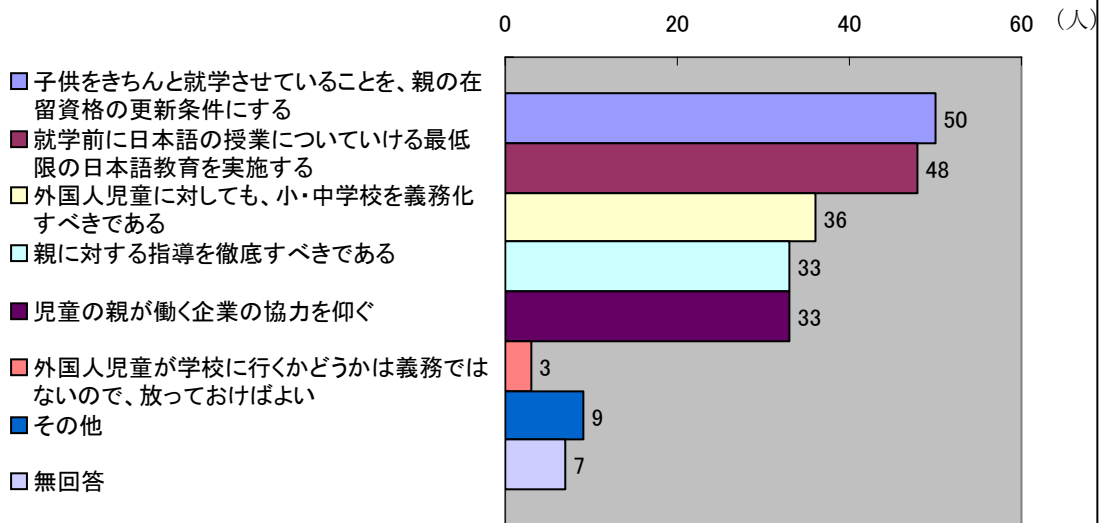
(アフタースクールの様子)

## 東三河地区日本人意識調査(平成 19 年7月実施)

(1) 外国人の子どもたちが学校に増加することについてどう思いますか



(2) 不就学の子供たちへの対応として何が重要ですか



## 2) 具体的推進策

(◎新規 ●重点 ○継続)

### 33 ◎ 子ども多文化共生センター（仮称）の設置

【市】

国際学級を担任する教員の技量の向上やノウハウの蓄積、外国人児童への就学支援などをさらに推進するため、「子ども多文化共生センター(仮称)」を設置します。



- 34 ◎ 多文化共生推進モデル校の実施 【市】  
外国人児童生徒が多数在籍する学校を多文化共生推進モデル校に指定し、外国人児童生徒の教育に関する研究を行います。
- 35 ◎ プレスクール事業の実施 【市】  
日本語のできない児童が小学校に早期に適応できるよう、各学校での入学前に一定期間、日本語指導、生活指導を集中して行います。
- 36 ◎ ブラジル人学校、ブラジル人託児所との連携・連絡体制の構築 【市】  
ブラジル人学校・ブラジル人託児所との連携を図るための連絡体制を構築します。  
注) ブラジル人託児所：ブラジル人専用認可外保育施設
- 37 ● 不登校・不就学児童生徒への取組みの充実 【市】  
外国人の不就学児童生徒の実態を調査するとともに、不登校・不就学児童生徒の保護者に対する子どもの教育への意識啓発を行います。
- 38 ● 外国人児童生徒の教育の義務化実現への要望 【市】  
外国人児童生徒に対しても、日本人児童生徒と同様に学習機会を保障するため、教育の義務化を国へ要望します。
- 39 ● 外国人児童生徒対応教員・教育相談員の充実 【県・市】  
外国人児童生徒が多数在籍する小中学校への加配教員の増員を県へ要望するとともに、小中学校への常駐や巡回により学習を支援するスクールアシスタント・教育相談員の資質向上と充実を図ります。
- 40 ● アフタースクール事業の拡大・充実 【協会】  
夏休みなどの長期休暇や放課後、外国人児童生徒を対象に地域が主体となって日本語や学習を支援するアフタースクール実施校区の拡大・内容の充実を図ります。
- 41 ● 就学支援・教育相談窓口の充実 【市】  
外国や他市から編入する外国人児童生徒や保護者に対する教育制度の周知や指導を行い、学校現場でのスムーズな児童生徒の受け入れができる就学支援と外国人児童生徒の教育相談に対応するための窓口を充実します。
- 42 ● 外国の交流都市との教育交流の充実 【市】  
韓国晋州市やブラジル・パラナヴァイ市との教育交流協定に基づき、教員や児童の相互派遣、授業交流、作品交流など、都市に応じた特色のある交流活動を進めていきます。

#### 43 ○ 海外協力交流研修員受入事業の実施

【市】

ブラジルの公立小中学校に勤務する教員を研修員として受入れ、ブラジル人児童生徒に対する学習支援とその保護者への教育相談を行うとともに、日本の教育制度をブラジル本国に周知することを目的とする海外協力交流研修員受入事業を継続して実施します。

#### 44 ○ 中学校、高等学校での進路指導の充実

【県・市】

外国人生徒が、将来様々な進路選択が可能となるように、中学校、高校での指導体制や指導内容の充実を図るとともに関係機関へ働きかけを行います。

#### 45 ○ 東三河インターナショナルスクール設置の県への要望

【市】

愛知県が検討を進めるインターナショナルスクールの東三河への設置を要望します。

## 4-2 就業環境の改善・就業支援

### 目標値

指 標 名	現行値(H20)	目標値(H25)
外国人の社会保険、健康保険の加入率	45.0 %	50.0 %

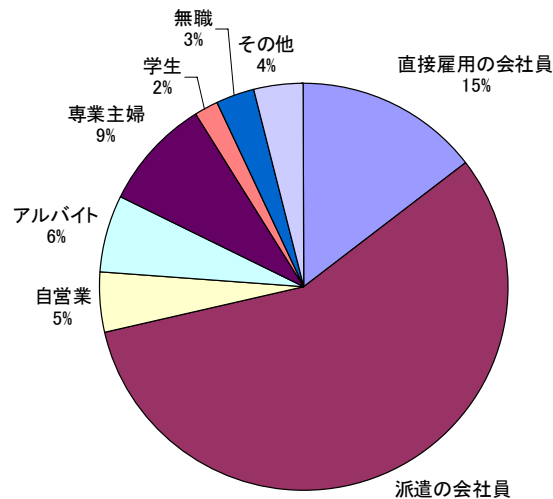
※ 外国人市民意識調査による社会保険、健康保険の加入者数による。

### 1) 現状と課題

- ・ 日系人労働者は、一般の外国人労働者よりも制度が緩やかで容易に就業できるため、将来の生活設計が十分整わないまま入国し、厳しい労働環境に置かれてしまう例が多くあります。また、外国人市民の多くは間接雇用の形態によるものが多く、社会保障制度の適用や昇給、雇用期間等の処遇面で不安定な状況にあります。
- ・ 日系人労働者や雇用する事業所には、社会保険料の負担をしない場合があるため、無保険状態となり、病気になっても受診が遅れ、高額な医療費が払えず未払いになるなどの問題が生じています。
- ・ また、有給休暇が十分取れないため、学校行事や地域活動に参加できない人々も多くいます。外国人労働者とその家族が、地域の行事に積極的に参加し、日本人市民と共生できるよう、企業としての一層の配慮が期待されます。
- ・ 外国人市民の単純労働から技能労働への技術習得や企業と連携した就業環境の改善、また、企業の労働関係法令の遵守を徹底する必要があります。
- ・ 外国人集住都市会議では、外国人労働者に理解しやすい社会保障制度の検討や社会保険・雇用保険への加入促進を図る措置を国に対して要望しています。

## 外国人市民意識調査（平成20年7月実施）

（1）あなたの職業は何ですか



### 国際研修協力機構が実施した訪問指導の結果(2006年度 全国)

項目	該当企業	構成比
厚生年金保険未加入	1,103 件	17.8 %
健康保険未加入	1,099 件	17.7 %
雇用保険未加入	996 件	16.0 %
労災保険未加入	318 件	5.1 %
定期健康診断の未実施	126 件	2.0 %

(注) 訪問指導企業は 6,206 件

(資料提供) (財) 国際研修協力機構 (JITCO)

## 2) 具体的推進策

(◎新規 ●重点 ○継続)

### 46 ● 青少年自立支援事業の実施 【市・NPO】

義務教育年齢を過ぎた青少年に対して、自立に向け、日本語やパソコン操作など、就職につながる技術の習得を支援します。

### 47 ○ 就業支援ネットワーク会議などとの連携 【国県・市・企業・NPO】

外国人の安定就労や、就業機会の確保のため、公共職業安定所や関係機関との連携を図り、情報交換や情報の共有化を進めます。また、経済状況により緊急雇用対策などに取り組みます。

48 ○ 外国人の勤務に関する情報の市町村での活用の要望

【市】

外国人台帳制度の整備にあたっては、国が保有する外国人の勤務に関する正確なデータを市町村も活用できるよう、外国人集住都市会議などを通して国に要望します。

49 ○ 外国人市民の起業相談・支援

【NPO・協会・企業】

起業セミナー等の対象範囲を外国人にまで拡大し、外国人コミュニティの情報手段を利用した相談等を行います。

## 第4章 計画の推進に向けて

「互いの国籍や文化を認め合い、誰もが安心して元気に暮らせるまちづくり」を基本理念とする多文化共生社会の実現は、行政だけで実現できるものではありません。国、県、市、学校、豊橋市国際交流協会、NPO・ボランティア団体、地域コミュニティ、外国人市民、日本人市民、企業など多くの担い手が、それぞれの責任と役割を明確にし、連携して取り組んでいく必要があります。

### 1 役割分担

多文化共生社会の実現には、日本人市民も外国人市民も、互いの文化や慣習の違い、考え方の違いを認め合い、互いをよく理解し合って、同じまちに暮らす隣人として尊重し助け合って生活していくことが大切です。

#### 1-1 国・愛知県の役割

国は、外国人の正確な所在情報の把握など多文化共生を円滑に進められるための「適法な在留外国人の台帳制度」など諸制度の改革を進めるとともに、総合調整を行う専門組織の設置や国として外国人の受入れに関する基本方針を策定することが求められます。

また、永住化や滞在の長期化が予想される外国人が、日本社会に適応できるよう日本語コミュニケーション能力の習得を可能にする施策、日本社会に関する学習を促すための施策、外国人児童生徒に対する教育の基本方針の策定などが求められます。

愛知県は、「あいち多文化共生推進プラン」の推進に向け、広域的な課題や市町村では対応が困難な分野での事業の推進、先導的な取組みを行う責務を担っています。

また、愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市が中部経済連合会など地元経済団体と協力して策定した「外国人労働者の適正雇用と日本人社会への適応を促進するための憲章」の推進に積極的に取り組むことが期待されます。

#### 1-2 豊橋市の役割

市町村は、市民の生活に必要な住民サービスを提供する基礎自治体です。外国人市民を含む全ての市民が、教育・福祉・医療・防災など日常生活に必要な行政サービスを平等に享受できるようにするとともに、行政サービスの一層の向上に努める必要があります。

本市は、こうした市民の権利としての行政サービスの内容や納税など、市民として果

たさなければならない義務の内容などの情報を外国人市民に正しく提供する責務があります。

さらに、豊橋市国際交流協会・NPO 団体・地域住民などとの連携を強化し、総合的で効果的な多文化共生施策の調整を行う役割があります。

市町村や市民の取組みだけでは解決できない制度上の課題に関しては、外国人集住都市会議などを通して国・県に対し、積極的に見直しや改善を働きかけていきます。

### 1-3 公立小中学校・外国人学校の役割

公立小中学校においては、外国人児童生徒が学習に必要な日本語能力を習得できるよう努めるとともに、児童生徒の国際交流・多文化共生への理解を深めるよう努める必要があります。

また、学校が将来を担う子どもたちを育む場であることを外国人児童生徒の保護者が理解する取組みが必要です。

外国人学校では、それぞれの教育方針に加え、日本で暮らすうえでの日本語や習慣の習得への取組みが望まれます。

さらに、日本人学校と外国人学校が情報交換や交流事業を通して連携を図り、不就学児童生徒の解消に取り組む必要があります。

### 1-4 豊橋市国際交流協会の役割

豊橋市国際交流協会はこれまで国際理解教育、国際交流サロン、にほんごきょうしつなど日本人市民の異文化理解や外国人市民のコミュニケーション支援とボランティア団体の育成・支援を公益法人として実施してきました。

今後、これまでの活動の中で得た多くの情報やネットワークを活用した事業を一層推進するとともに、人材の育成やボランティア団体の育成・支援を充実させることにより、ボランティア団体が幅広く活動できる環境を整えることが期待されます。

### 1-5 NPO・ボランティア団体の役割

多文化共生の取組み、とりわけ外国人市民への支援は、NPO・ボランティア団体の活動に支えられてきました。それぞれの団体が持つ、これまで培ってきたノウハウや情報、ネットワークを活かしながら、地域のニーズを把握した活動について市民協働を進める視点で展開することが期待されます。

また、ブラジル人市民と日本人市民との交流・共存、行政とブラジル人とのパイプ役としてブラジル人自らが設立した豊橋ブラジル協会は、交流事業や行政情報提供のサポートなどを行っていますが、平成 20 年 6 月 6 日、特定非営利活動の法人格を取得しま

した。

今後も組織の充実・拡大を図る中で、多文化共生社会実現に向けて外国人市民の視点で様々な取組みを行政や企業、地域など多様な主体との連携により展開していくことが期待されます。

## 1-6 地域コミュニティの役割

外国人を含む市民の生活の基盤は地域です。地域には、自治会が様々な事業を行い、地域のまちづくりの中心的な役割を担っています。地域の活性化を図り、多文化共生を進めるためにも日頃の交流を活発に行う必要があります。自治会は、ボランティア団体や行政・企業との連携の中で、外国人市民との交流機会を充実し、外国人市民・日本人市民がともに参加する環境づくりが求められます。

## 1-7 外国人市民・日本人市民の役割

外国人市民は、地域の交流活動に参加し、日本で暮らすうえでの文化や習慣、地域社会のルールなどの理解を深め、地域社会の構成員としての意識を高めることが求められています。また、日本語の習得は、コミュニケーションを図るうえで不可欠であり、豊橋市国際交流協会やボランティア団体の開催する「にほんごきょうしつ」への積極的な参加が望まれます。

日本人市民においてもお互いの文化や慣習の違い、考え方の違いを認め、外国人市民も地域社会の対等な構成員であり、地域を支える重要な担い手であるという意識を持ち、進んで交流を進めることが必要です。

## 1-8 企業の役割

外国人労働者は本市を始め周辺地域の経済発展を支える大切な力です。

直接雇用、間接雇用の形態を問わず、外国人労働者を雇用する企業は、人権を尊重し、労働関係法令の遵守に努めるとともに、日本社会への適応や日本語の読み書きなどを促進する取組みが求められます。

また、企業の社会的責任として、行政やNPO・ボランティア団体と連携し、外国人労働者に対して物心両面での支援を担うことが求められています。

平成20年1月21日、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市が経済団体と協力して策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の推進に積極的に取り組むことが望まれます。

## 1-9 保育所・幼稚園・託児所等の役割

公立小学校へ入学する外国人児童は年々増加しています。また、ブラジル人学校へ入学する子どもたちも日本での滞在が長期化する傾向にあります。

就学年齢前の子どもたちに対する日本の習慣や文化、日本語に触れる機会は大変重要であり、その役割を担っているのが保育所・幼稚園・託児所等です。

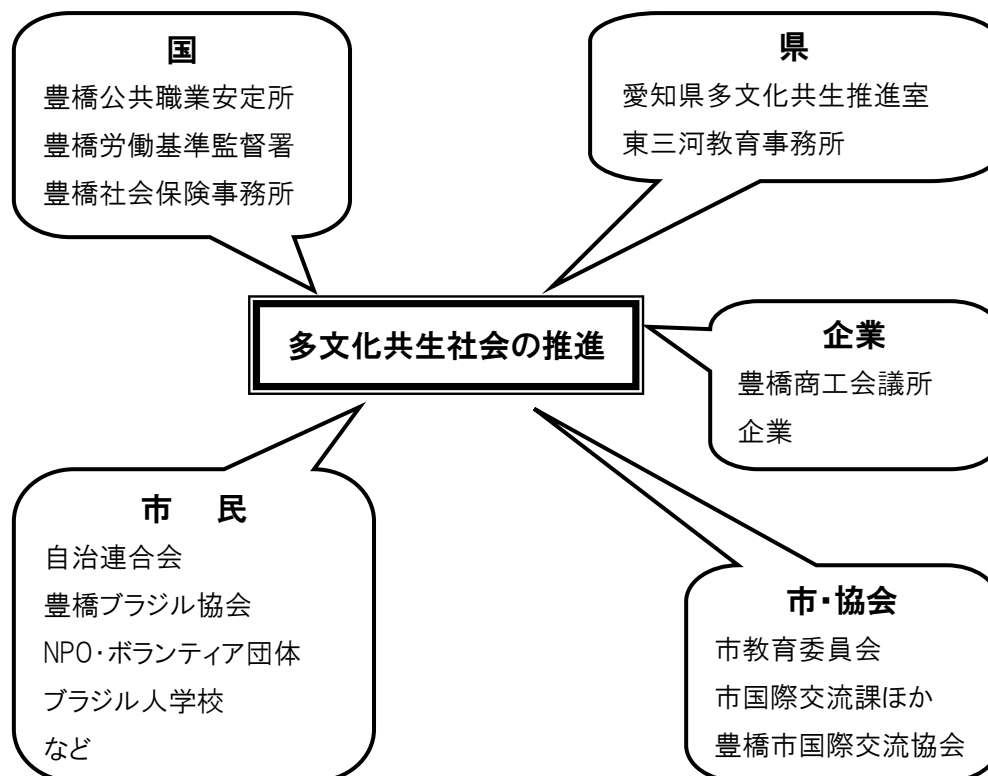
子どもたちの居場所としてだけでなく、将来を担うためのスタート地点としての重要性を認識し、行政やNPO・ボランティア団体との連携を図り、日本語や日本の文化・習慣の習得に取り組むことが望まれます。

## 2 計画の推進について

多文化共生社会実現に向けての課題、取り組むべき施策、それぞれの役割が明確になりましたが、その推進についての進行管理や評価などを行う必要があります。

多文化共生社会実現の総合的な推進組織として、「多文化共生推進連絡協議会（仮称）」を設置し、国、県等の関係機関や企業、日本人市民、外国人市民、NPO・ボランティア団体、豊橋市国際交流協会などが連携を強化し、本計画に基づく取組み状況など情報の共有化を図り、施策を推進します。

### 多文化共生推進連絡協議会(仮称)イメージ図





## 第5章 多文化共生推進プラン

### 1 多文化共生推進計画 目標指標一覧

基本目標	施策の方向	指標名	指標	
			現行値	目標値
Ⅰ 多文化共生の 意識づくり	①人権尊重の意識づくり	・ 外国人市民が増加することを好意的に感じる市民の割合	36.6%	50.0%
	②多文化共生意識の学習機会づくり	・ 「にほんごきょうしつ」などの学習機会への参加人員	830人	1,000人
Ⅱ 元気な地域づくり	①地域社会への参加の仕組みづくり	・ 外国人の自治会活動等への参加率	26.9%	50.0%
	②外国人市民の意見反映の仕組みづくり	・ 地域共生懇談会等への参加者数	70人	500人
Ⅲ 暮らしやすい まちづくり	①安心して暮らせる環境づくり	・ 外国人の相談件数	7,606件	9,000件
	②情報提供の充実	・ 外国語での情報提供件数	22,114件	37,500件
Ⅳ 夢を持てる 社会づくり	①子どもの学習環境の充実	・ 外国人生徒の高校進学率	79.5%	90.0%
	②就業環境の改善・就業支援	・ 外国人の社会保険、健康保険の加入率	45.0%	50.0%

## 2 多文化共生推進プラン

事業名	人権尊重意識高揚のシンポジウム等の開催	事業No.	1				
事業の概要	人権尊重意識の高揚を図るため、(財)豊橋市国際交流協会やボランティア団体との連携・協働によりシンポジウムや講演会を開催する。						
実施主体	豊橋市(国際交流課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(人事課)、国際交流協会		→	→	→	→	→

事業名	相互理解を図るイベントの開催	事業No.	2				
事業の概要	(財)豊橋市国際交流協会やNPO法人豊橋ブラジル協会などボランティア団体との連携・協力により、日本人市民と外国人市民との相互理解を図る広域的な事業の展開を図る。						
実施主体	国際交流協会	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	国際交流課、豊川市・田原市・蒲郡市・新城市国際交流担当課		→	→	→	→	→

事業名	相互理解を図るスピーチ大会の開催	事業No.	3				
事業の概要	日本人市民も外国人市民が相互理解を深め、差別や偏見をなくすため、(財)豊橋市国際交流協会が実施する「日本語スピーチコンテスト」の拡充を図る。						
実施主体	国際交流協会	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課・学校教育課)、ブラジル人学校		→	→	→	→	→

事業名	学校教育を通じた人権教育の実施	事業No.	4				
事業の概要	道徳・人権講座等の人権教育により児童生徒の人権に対する意識高揚を図る。						
実施主体	豊橋市(学校教育課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課)国際交流協会		→	→	→	→	→

事業名	文化紹介講座・イベント等の開催	事業No.	5				
事業の概要	外国人、日本人がそれぞれの文化を紹介する講座やイベント等を地域と連携して開催する。						
実施主体	豊橋市(社会教育課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	地域自治会、小学校、国際交流協会		→	→	→	→	→

事業名	外国人学校と日本人学校の交流事業の実施	事業No.	6				
事業の概要	相互理解を図るため、一部の学校で実施されている外国人学校と日本人学校との交流事業を全市的な取組みとして拡充する。						
実施主体	豊橋市(学校教育課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	国際交流協会、豊橋ブラジル協会		→	→	→	→	→

事業名	日本人住民と外国人住民との懇談会の開催				事業No.	7				
事業の概要	住みよい地域にするために外国人住民と日本人住民が意見交換を行い、コミュニケーションを図るための懇談会を開催する。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(広報広聴課、安全生活課、環境部、防災対策課)、豊橋警察署、豊橋ブラジル協会、地域自治会					→	→	→	→	→

事業名	日本語学習機会の充実				事業No.	8				
事業の概要	(財)豊橋市国際交流協会やボランティア団体の開催する日本語学習教室への参加がしやすいものとなるよう、機会の拡大やきめ細かな開催情報の提供を行う。									
実施主体	国際交流協会				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課)、ボランティア団体					→	→	→	→	→

事業名	社会教育活動を通じた多文化共生意識づくり				事業No.	9				
事業の概要	PTA活動など、子どもを通じた社会教育活動をきっかけに、日本人の異文化に対する理解を深め、多文化共生の意識づくりを推進する。									
実施主体	豊橋市(社会教育課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課、学校教育課)、地域自治会、小中学校、ボランティア団体					→	→	→	→	→

事業名	多文化共生コーディネーターの養成				事業No.	10				
事業の概要	地域において、外国人住民の参加を促すイベント等の企画や日本人住民との意見調整などを行う多文化共生コーディネーターを外国人も含めて養成する。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)国際交流協会				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(市民協働推進課)、ボランティア団体					新規	→	→	→	→

事業名	外国人情報窓口の設置				事業No.	11				
事業の概要	初めて来日した外国人、他市から転入した外国人に対して、日本での生活上のルールや豊橋市のゴミ分別などのルールを紹介する窓口を設置する。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(市民課、学校教育課、環境部、広報広聴課)、豊橋ブラジル協会、ボランティア団体					新規	→	→	→	→

事業名	自治会加入促進のための説明会等の開催				事業No.	12				
事業の概要	外国人市民に対して、地域社会のルール紹介や自治会への加入を促進するため、制度や活動などを紹介する機会を設け、地域社会への参加を促す。									
実施主体	豊橋市(広報広聴課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課)、豊橋ブラジル協会、地域自治会、教会、企業					→	→	→	→	→

事業名	外国人市民の審議会等への登用				事業No.	13				
事業の概要	外国人市民が豊橋市のまちづくりなどに対して考えや意見が述べられるよう審議会等への登用を積極的に進める。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(行政課)、国際交流協会					新規	→	→	→	→

事業名	東三河外国人市民会議の開催				事業No.	14				
事業の概要	外国人住民の抱える課題や問題点、その解決策など外国人市民の視点での意見交換を広域的に行い、市政に反映させる。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(広報広聴課、関係各課)、豊橋ブラジル協会、豊橋ラテンアメリカ協会、愛知大学、技科大、創造大、東三河国際交流担当課					検討	→	→	→	→

事業名	実態調査・アンケート調査の実施				事業No.	15				
事業の概要	外国人市民の現状や実態を把握するため、実態調査やアンケート調査を実施し、市政に反映させる。									
実施主体	豊橋市(広報広聴課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課)					→	→	→	→	→

事業名	日本人住民と外国人住民との懇談会の開催(再掲)				事業No.	16				
事業の概要	住みよい地域にするために外国人住民と日本人住民が意見交換を行い、コミュニケーションを図るための懇談会を開催する。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(広報広聴課、安全生活課、環境部、防災対策課)、豊橋警察署、豊橋ブラジル協会、地域自治会					→	→	→	→	→

事業名	多文化共生モデル地区の実施				事業No.	17				
事業の概要	外国人集住地域をモデル地区とし、推進員の配置とともに外国人児童放課後子ども教室の開催や地域共生懇談会、地域共生支援事業の実施などにより、地域コミュニティ活性化のための支援を行う。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(広報広聴課)、地域自治会					新規	→	→	→	→

事業名	多文化共生センター(仮称)の設置				事業No.	18				
事業の概要	外国人市民の情報交換や情報提供、地域共生事業の支援などを行うため、多文化共生の拠点となる多文化共生センター(仮称)を設置する。									
実施主体	国際交流協会				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課、広報広聴課)、ボランティア団体、愛知大学等					検討	検討	→	→	→

事業名	日本語学習支援基金の活用によるNPO支援				事業No.	19				
事業の概要	愛知県国際交流協会の実施する日本語学習支援基金を活用した、日本語学習事業にNPO等ボランティア団体の活動を支援する。									
実施主体	国際交流協会				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課、市民協働推進課)、国際交流協会、愛知県国際交流協会					新規	→	→	→	→

事業名	国への制度改正の要望				事業No.	20				
事業の概要	外国人が住民としてより明確に位置づけられ、きめ細かな行政サービスが提供されるよう外国人市民の住民登録制度の改正について国へ要望する。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	外国人集住都市会議					→	→	→	→	→

事業名	留学生の生活・就職に関する支援				事業No.	21				
事業の概要	本市にある3大学に在籍する留学生の学生生活や就職を関係機関と連携しながら支援する。									
実施主体	豊橋市(国際交流課、工業勤労課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	3大学、ハローワーク豊橋、国際交流協会					→	→	→	→	→

事業名	日本語学習機会の充実(再掲)				事業No.	22				
事業の概要	豊橋市国際交流協会やボランティア団体の開催する日本語教室への参加がしやすいものとなるよう、機会の拡充やきめ細かな開催情報の提供を行う。									
実施主体	国際交流協会				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課)、ボランティア団体					→	→	→	→	→

事業名	防災・防犯・交通安全などの講習会の開催				事業No.	23				
事業の概要	生命・財産を守るために必要な防災対策に関する情報、防犯対策・交通安全対策などの情報を周知する講習会を今後も引き続き、地域等で開催する。									
実施主体	豊橋市(国際交流課、防災対策課、安全生活課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	国際交流協会、企業、豊橋警察署、豊橋ブラジル協会、自治会、					→	→	→	→	→

事業名	外国人相談業務の充実				事業No.	24				
事業の概要	複雑、多様化する外国人相談に応えるため、外国人相談員の資質向上を図るとともに、気軽に訪れることができる相談体制を整備する。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(住宅課、保健予防課、学校教育課)					→	→	→	→	→

事業名	外国人児童保育円滑化事業の実施				事業No.	25				
事業の概要	保育所における外国人児童の保護者を対象とした子育て関連情報の提供、子育てに関する相談・援助・子育て支援講演会等に対して、通訳の配置や講師の派遣に対する助成を行い、外国人児童の保護者に対する子育て支援を行う。									
実施主体	豊橋市(保育課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課)					→	→	→	→	→

事業名	外国人労働者を対象とした日本語教室の開催				事業No.	26				
事業の概要	経済的、時間的に日本語や日本の文化習慣を学ぶことが困難な外国人労働者に対する企業内での日本語教室を企業との連携・協力により開催する。									
実施主体	国際交流協会				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課、工業勤労課)、企業、ボランティア団体					→	→	→	→	→

事業名	企業内研修の啓発・充実				事業No.	27				
事業の概要	労働関連の規則を遵守する中で、企業における日本語の習得やごみ分別など、地域社会のルールの説明会を開催するなどの協力を呼びかける。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	国際交流協会、ボランティア団体、企業					→	→	→	→	→

事業名	外国人市民による情報提供モニター員制度の実施				事業No.	28				
事業の概要	外国人市民をモニターとして委嘱し、現在行っている外国人向けの情報提供が、外国人市民にとって有効なものとなっているか行政情報提供のあり方を検証する。									
実施主体	豊橋市(広報広聴課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課)、豊橋ブラジル協会					検討	→	→	→	→

事業名	広報とよはしの充実				事業No.	29				
事業の概要	外国語版広報とよはしの内容の充実を図る。									
実施主体	豊橋市(広報広聴課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課)					→	→	→	→	→

事業名	地域コミュニティ通訳・翻訳業務の実施				事業No.	30				
事業の概要	地域コミュニティを活性化するためには外国人市民の積極的な参加が重要となる。そのために必要な地域における通訳・翻訳を支援する。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(広報広聴課、市民協働推進課)、国際交流協会、豊橋ブラジル協会					→	→	→	→	→

事業名	社会保障制度や行政サービスの周知を多言語で実施				事業No.	31				
事業の概要	安心して生活するうえで欠かせない社会保障制度や様々な行政サービス制度の周知を多言語で行う。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	国際交流協会、豊橋ブラジル協会、豊橋商工会議所					→	→	→	→	→

事業名	外国人市民が多数集まる施設・団体との連携				事業No.	32				
事業の概要	効率的な情報提供を行うため、外国人市民が多数集まる商業施設や教会などとの連携を図る。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋商工会議所、教会、豊橋ブラジル協会					→	→	→	→	→

事業名	子ども多文化共生センター(仮称)の設置				事業No.	33				
事業の概要	国際学級を担任する教員の技量の向上やノウハウの蓄積、外国人児童への就学支援などをさらに推進するため、「子ども多文化共生センター(仮称)」を設置する。									
実施主体	豊橋市(学校教育課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課)、国際交流協会					検討	検討	→	→	→

事業名	多文化共生推進モデル校の実施				事業No.	34				
事業の概要	外国人児童生徒が多数在籍する学校を多文化共生推進モデル校に指定し、外国人児童生徒の教育に関する研究を行う。									
実施主体	豊橋市(学校教育課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	教育委員会、小中学校					検討	→	→	→	→

事業名	プレスクール事業の実施				事業No.	35				
事業の概要	日本語のできない児童が、小学校に早期に適応できるよう、各学校での入学前に一定期間、日本語指導、生活指導を集中して行う。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(学校教育課)、国際交流協会、ボランティア団体、ブラジル人専用認可外保育施設					新規	→	→	→	→

事業名	ブラジル人学校、ブラジル人託児所との連携・連絡体制の構築				事業No.	36				
事業の概要	ブラジル人学校、ブラジル人託児所との連携を図るための連絡体制を構築する。									
実施主体	豊橋市(国際交流課、学校教育課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	小中学校、豊橋ブラジル協会、ブラジル人専用認可外保育施設					新規	→	→	→	→

事業名	不登校・不就学児童生徒への取組みの充実				事業No.	37				
事業の概要	外国人の不登校・不就学児童生徒の実態を調査するとともに、不登校・不就学児童生徒の保護者に対する子どもの教育への意識啓発を行う。									
実施主体	豊橋市(学校教育課、国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関						→	→	→	→	→

事業名	外国人児童生徒の教育の義務化実現への要望				事業No.	38				
事業の概要	外国人児童生徒に対しても、日本人児童生徒と同様に学習機会の保障をするため、教育の義務化を国へ要望する。									
実施主体	豊橋市(国際交流課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	外国人集住都市会議					→	→	→	→	→

事業名	外国人児童生徒対応教員・教育相談員の充実				事業No.	39				
事業の概要	外国人児童生徒が多数在籍する小中学校への加配教員の増員を県へ要望するとともに、小中学校への常駐・巡回と学習を支援するスクールアシスタント・教育相談員の資質向上と充実を図る。									
実施主体	豊橋市(学校教育課)				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	愛知県					→	→	→	→	→

事業名	アフタースクール事業の拡大・充実				事業No.	40				
事業の概要	夏休みなどの長期休暇や放課後、外国人児童生徒を対象に地域が主体となって日本語や学習を支援するアフタースクール実施校区の拡大・実施内容の充実を図る。									
実施主体	国際交流協会				スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課、学校教育課)、小学校、自治会、ボランティア団体					→	→	→	→	→

事業名	就学支援・教育相談窓口の充実	事業No.	41				
事業の概要	外国や他市から編入する児童生徒や保護者に対する教育制度の周知や指導を行い、学校現場でのスムーズな児童生徒の受入ができる就学支援と外国人児童生徒の教育相談に対応する窓口を充実する。						
実施主体	豊橋市(学校教育課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関			→	→	→	→	→

事業名	外国の交流都市との教育交流の充実	事業No.	42				
事業の概要	韓国晋州市やブラジル・パラナヴァイ市との教育交流協定に基づき、教員や児童の相互派遣、授業交流、作品交流など、都市に応じた特色ある交流活動を進める。						
実施主体	豊橋市(総務課、学校教育課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課)		→	→	→	→	→

事業名	海外協力交流研修員受入事業の実施	事業No.	43				
事業の概要	ブラジルの公立小中学校に勤務する教員を研修員として受入れ、ブラジル人児童生徒に対する学習支援とその保護者への教育相談を行うとともに、日本の教育制度をブラジル本国に周知することを目的とする海外協力交流研修員受入事業を継続して実施する。						
実施主体	豊橋市(国際交流課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(学校教育課)小学校、豊橋ブラジル協会		→	→	→	→	→

事業名	中学校、高等学校での進路指導の充実	事業No.	44				
事業の概要	外国人生徒が将来様々な進路選択が可能となるように、中学校・高校での指導体制や指導内容の充実を図るとともに関係機関への働きかけを行う。						
実施主体	豊橋市(学校教育課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	愛知県(県立高校)		→	→	→	→	→

事業名	東三河インターナショナルスクール設置の県への要望	事業No.	45				
事業の概要	愛知県が検討を進めるインターナショナルスクールの東三河への設置を要望する。						
実施主体	豊橋市(国際交流課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	愛知県		→	→	→	→	→

事業名	青少年自立支援事業の実施	事業No.	46				
事業の概要	義務教育年齢を過ぎた青少年に対して、自立に向け、日本語やパソコン操作など、就職につながる技術の習得を支援する。						
実施主体	豊橋市(青少年課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課)、ボランティア団体		→	→	→	→	→

事業名	就業支援ネットワーク会議などとの連携	事業No.	47				
事業の概要	外国人の安定就労や、就業機会の確保のため、公共職業安定所や関係機関との連携を図り、情報交換や情報の共有化を進める。また、経済状況により緊急雇用対策などに取り組む。						
実施主体	豊橋市(工業勤労課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋市(国際交流課)ハローワーク豊橋		→	→	→	→	→



事業名	外国人の勤務に関する情報の市町村での活用の要望	事業No.	48				
事業の概要	外国人台帳制度の整備にあたっては、国が保有する外国人の勤務に関する正確なデータを市町村も活用できるよう、外国人集住都市会議などを通して国に要望する。						
実施主体	豊橋市(国際交流課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	外国人集住都市会議		→	→	→	→	→

事業名	外国人市民の起業相談・支援	事業No.	49				
事業の概要	起業セミナー等の対象範囲を外国人にまで拡大し、外国人コミュニティの情報手段を利用した相談等を行う。						
実施主体	豊橋市(工業勤労課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	豊橋商工会議所、ボランティア団体、国際交流協会、企業		→	→	→	→	→

事業名	多文化共生推進連絡協議会(仮称)の開催	事業No.	50				
事業の概要	多文化共生社会実現の総合的な推進組織として、「多文化共生連絡協議会(仮称)」を設置し、国、県等の関係機関や企業、日本人市民、外国人市民、NPO・ボランティア団体、国際交流協会などが連携を強化し、本計画に基づく取組み状況など情報の共有化を図り、施策を推進する。						
実施主体	豊橋市(国際交流課)	スケジュール	21	22	23	24	25
関係課・機関	関係団体、関係者		新規	→	→	→	→



◇ 参考資料 ◇

- 1 アンケート調査の概要
- 2 多文化共生推進プラン（仮称）検討会議

## アンケート調査の概要【参考資料】

### (1) 「平成 20 年度市民意識調査」の概要（豊橋市実施）

#### ① 調査の目的

市民と行政が一体となったまちづくりを推進するにあたり、市民の意見や要望を反映させるため。

#### ② 調査の実施

- ・調査対象：市内在住の満 20 歳以上の男女 5,000 人
- ・抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法：設問紙に基づく郵送配布一郵送回収
- ・調査期間：平成 20 年 6 月 16 日（月）～6 月 30 日（月）
- ・有効回収数（率）：2,037 人（回収率 40.7%）

### (2) 「愛知県の国際化に関する県民意識調査」日本人県民意識調査の概要（愛知県実施）

#### ① 調査の目的

新しい国際化の推進施策の方向性を示す「新たな国際化推進計画」策定に向けた基礎資料とするため。

#### ② 調査の実施

- ・調査対象：県内に在住する日本人 4,000 人
- ・抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法：設問紙に基づく郵送配布一郵送回収
- ・調査期間：平成 20 年 6 月 30 日（月）～7 月 30 日（水）
- ・有効回収数（率）：1,049 人（回収率 27.4%）

\*豊橋市多文化共生推進計画では、この意識調査のうち東三河地区のデータのみ利用

対象：800 人 有効回収数（率）：219 人（27.4%）

計画本文中には「東三河地区日本人意識調査」として記載している。

### (3) 「外国人市民意識調査」の概要（豊橋市実施）

#### ① 調査の目的

多文化共生の実現に向けた基本的な考え方や施策を体系的に示す「豊橋市多文化共生推進計画」策定に向けた基礎資料とするため。

#### ② 調査の実施

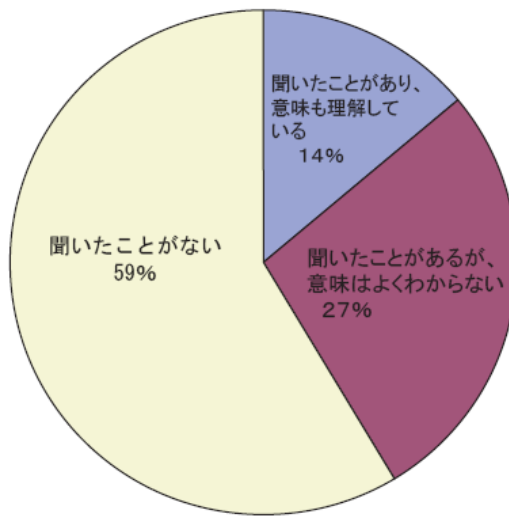
- ・調査対象：市内在住の外国人市民 126 人
- ・抽出方法：豊橋市役所企画部国際交流課（外国人相談）に来課した外国人市民
- ・調査方法：設問紙に基づく窓口配布一窓口回収
- ・調査期間：平成 20 年 7 月 1 日（火）～7 月 31 日（木）
- ・有効回収数（率）：126 人（回収率 100%）

# 1 アンケート調査の概要

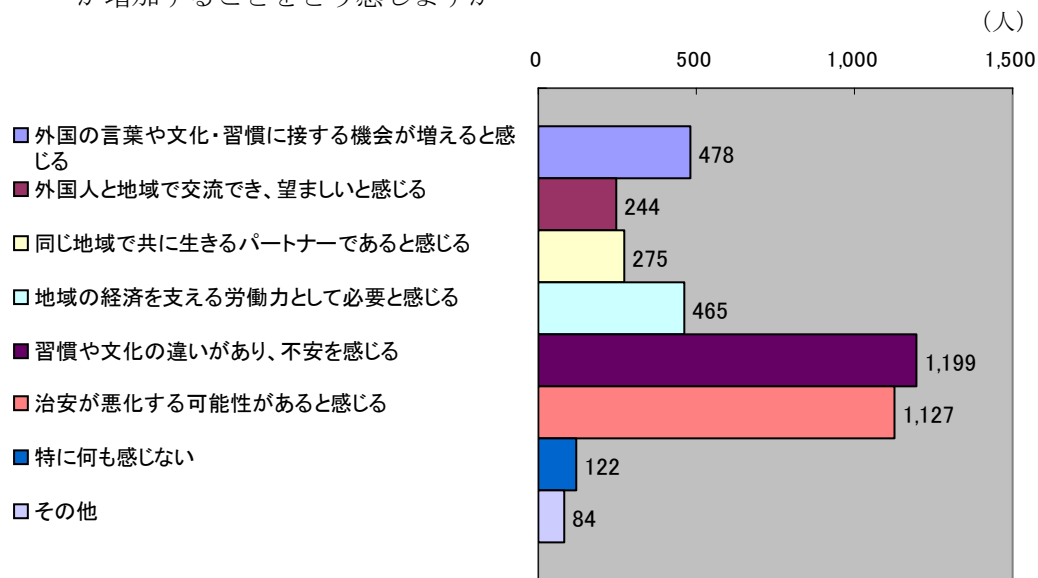
平成20年度 市民意識調査 (平成20年6月 豊橋市実施)

## I. 多文化共生について

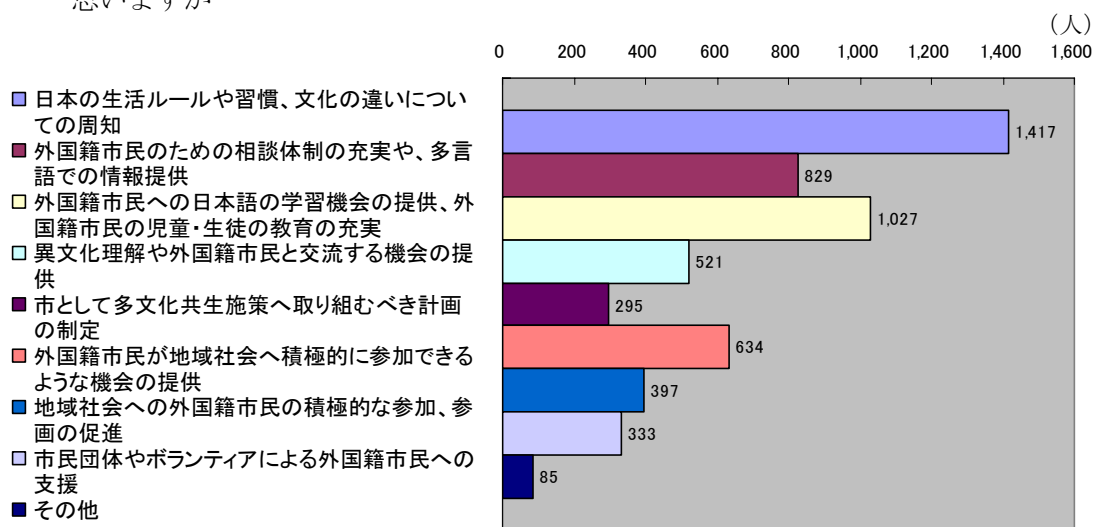
問1 あなたは「多文化共生」という言葉を聞いたことがありますか



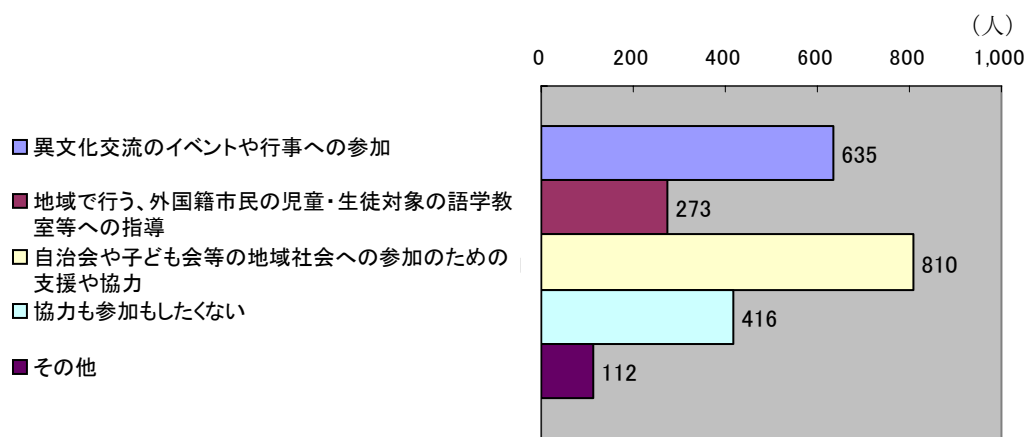
問2 豊橋市には現在2万人以上の外国籍市民が共に暮らしています。地域に外国籍市民が増加することをどう感じますか



問3 あなたは外国籍市民と共に暮らしやすい社会にしていくためには何が重要だと思いますか

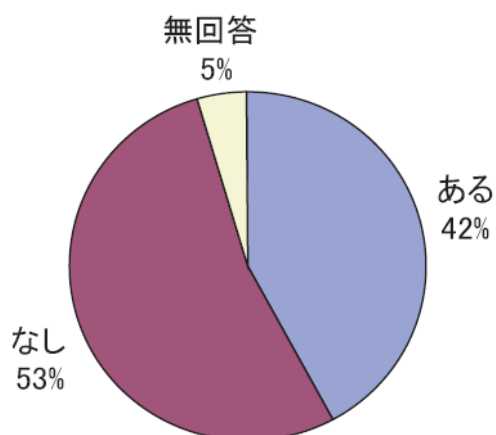


問4 あなたは多文化共生事業について、どのような活動であれば、協力し、参加したいと思いますか

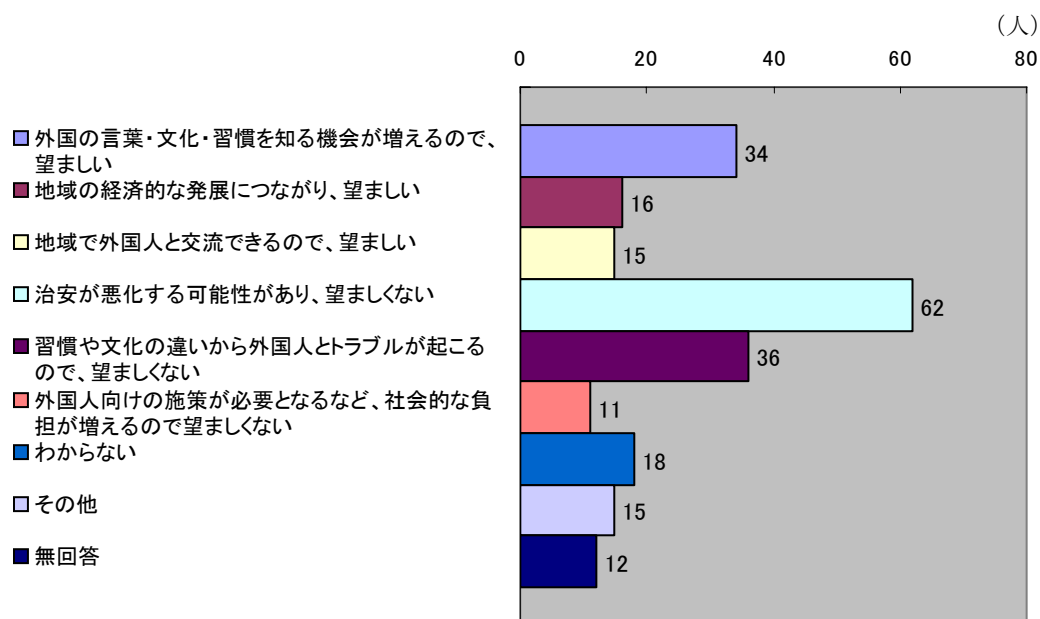


東三河地区日本人意識調査（平成19年7月 愛知県実施）

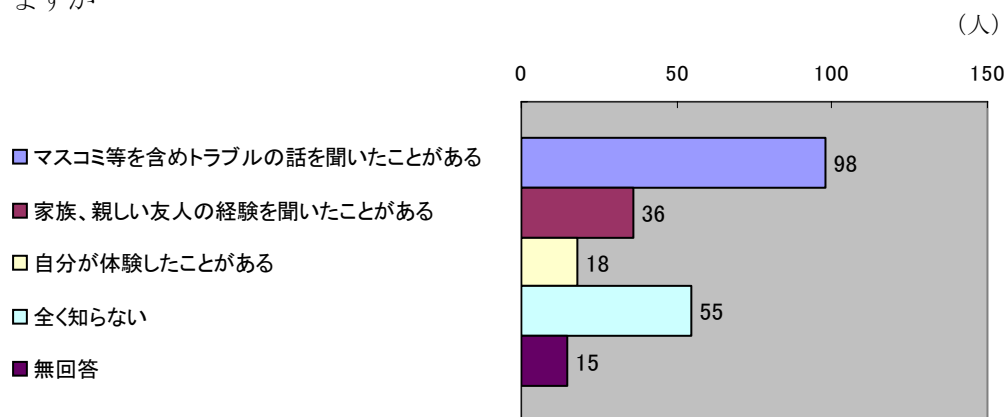
1 多文化共生という言葉を知っていますか



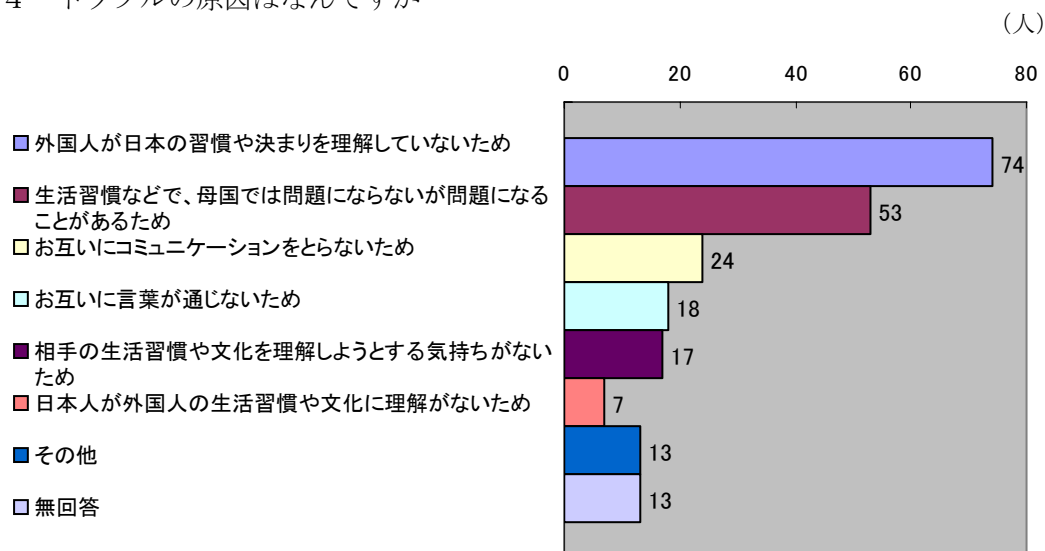
2 外国籍市民が増加することをどう思いますか



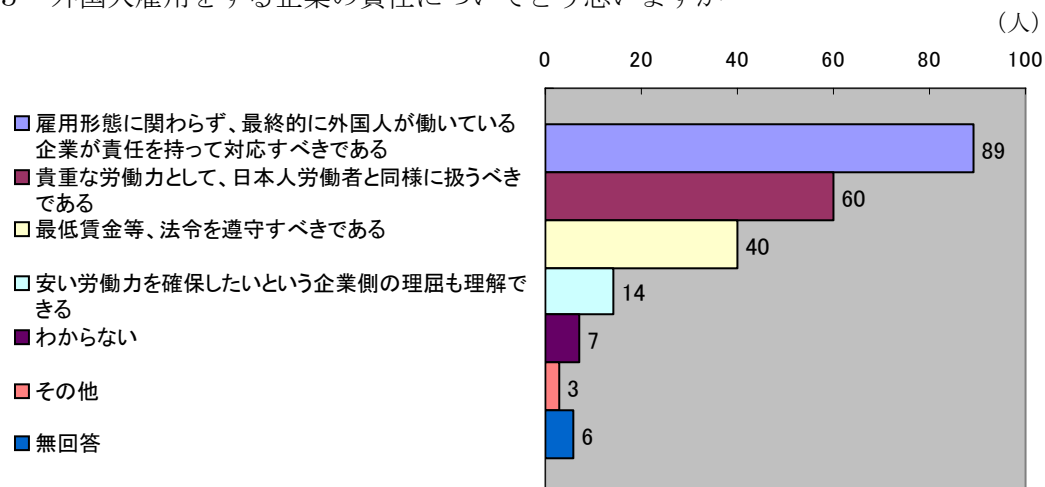
3 在住外国人との間でトラブルを経験したことがありますか？または聞いたことがありますか



4 トラブルの原因はなんですか

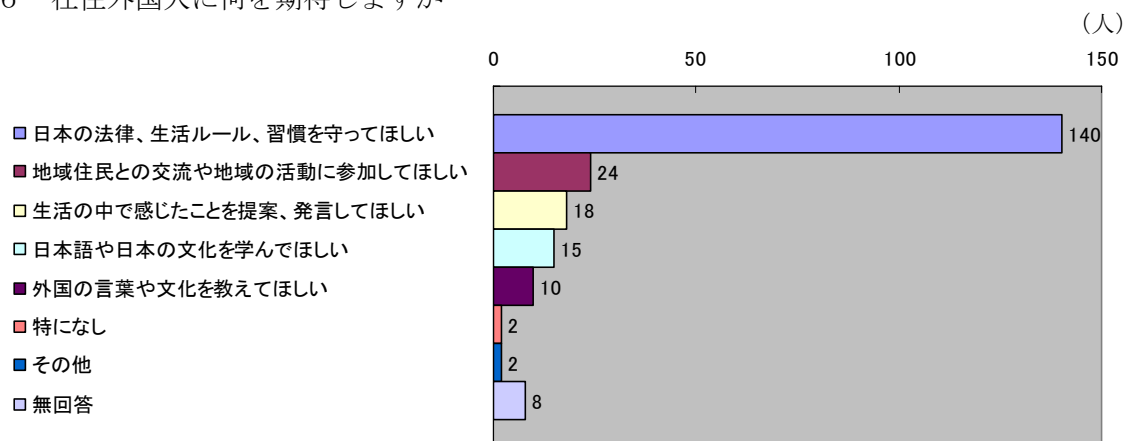


5 外国人雇用をする企業の責任についてどう思いますか

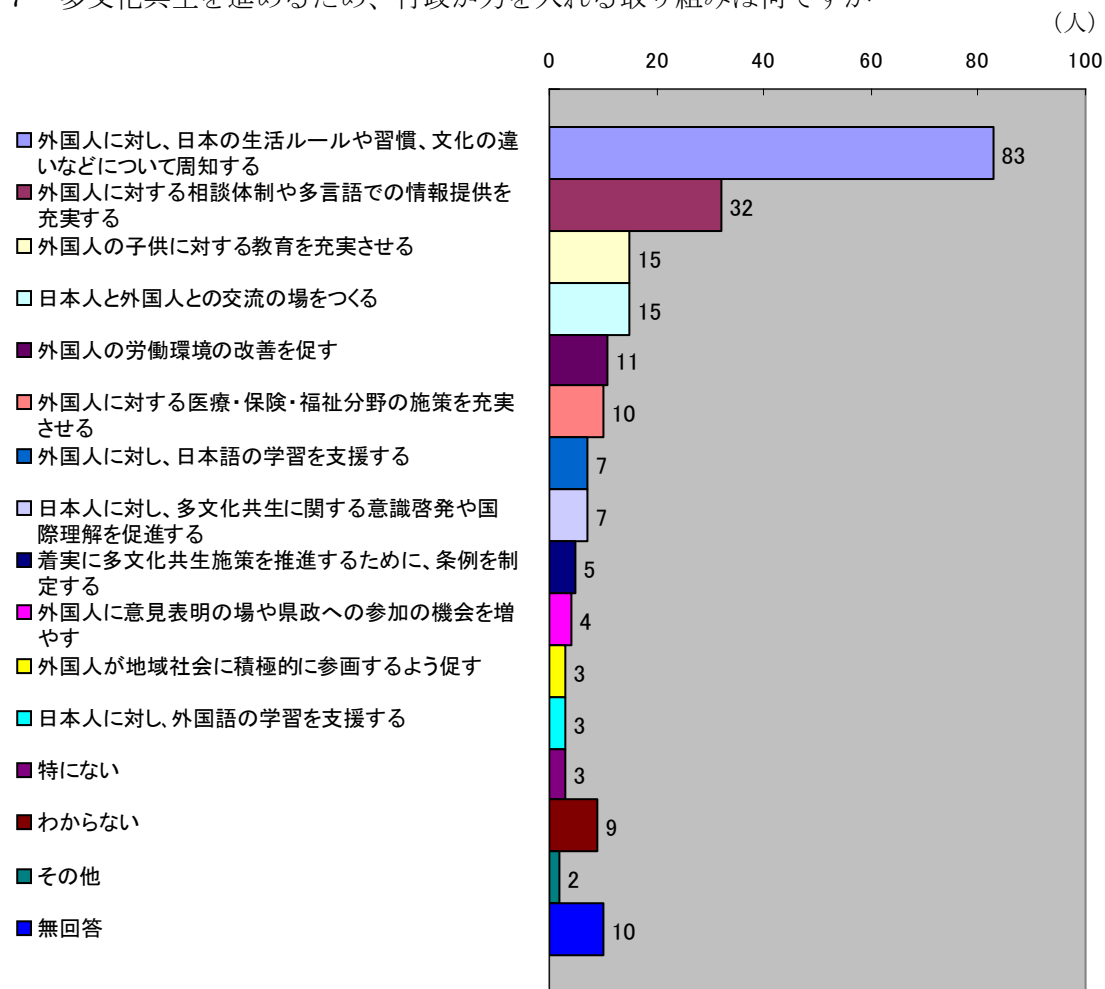




6 在住外国人に何を期待しますか

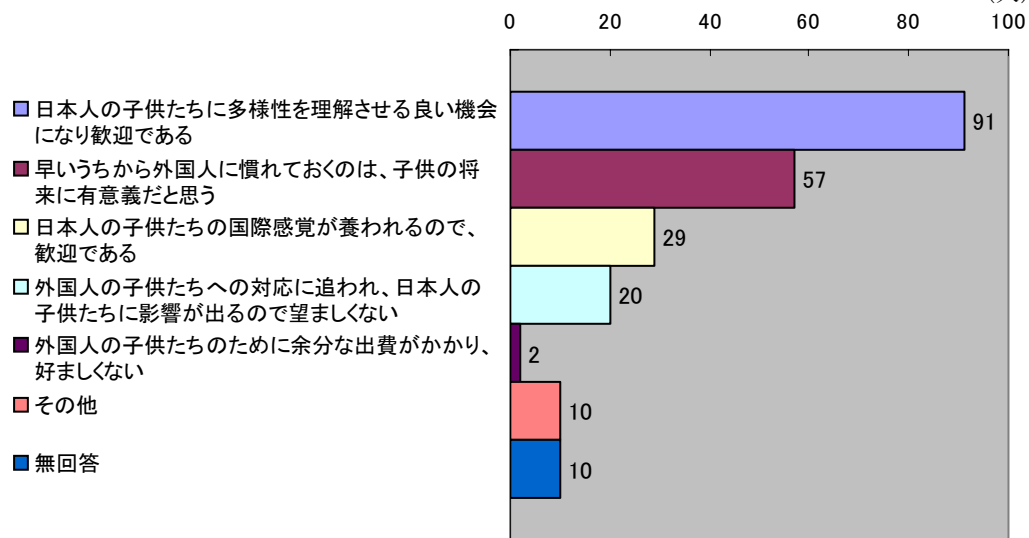


7 多文化共生を進めるため、行政が力を入れる取り組みは何ですか



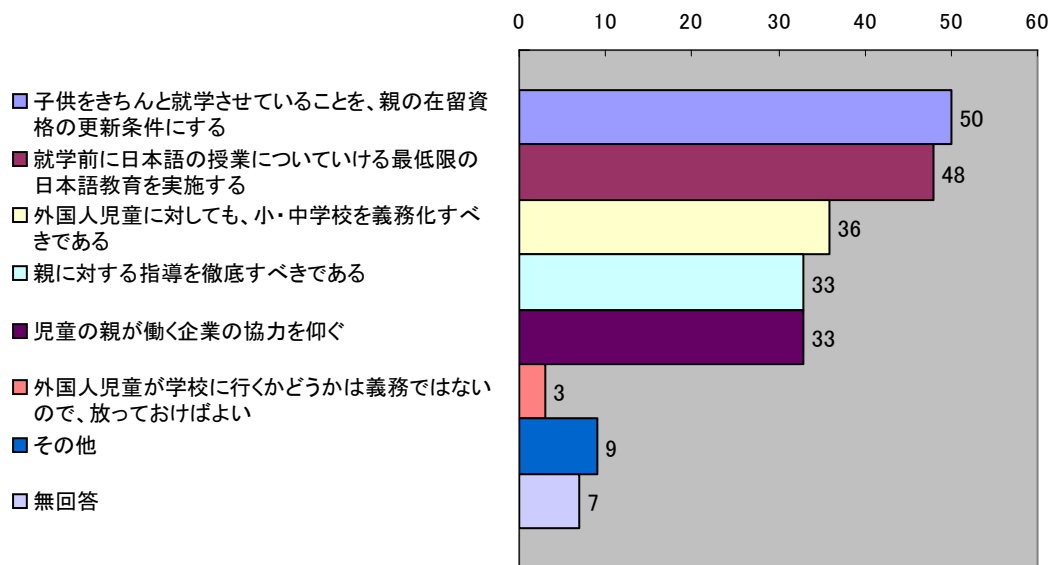
8 外国人の子供たちが学校に増加することについてどう思いますか

(人)



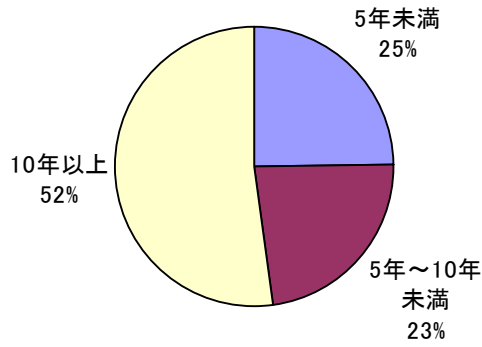
9 不就学の子供たちへの対応として何が重要ですか

(人)

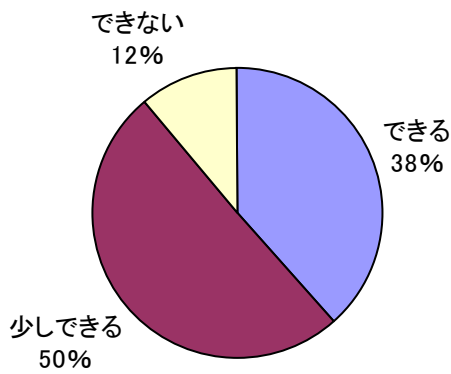


外国人市民意識調査（平成20年7月 豊橋市実施）

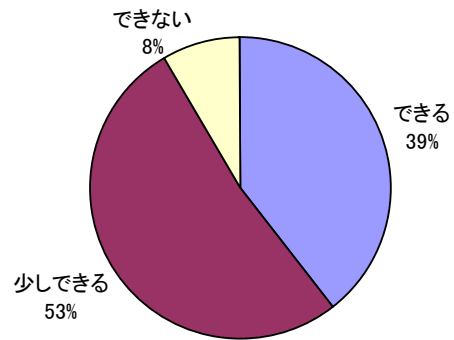
日本に来て何年ですか



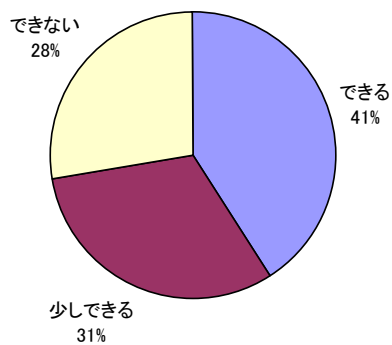
日本語を話すことができますか



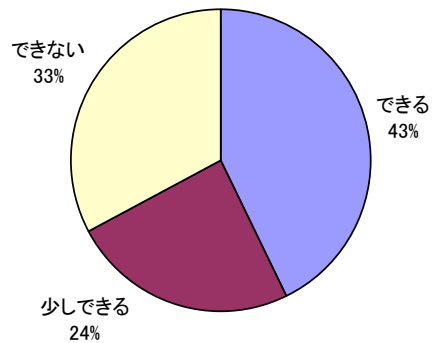
日本語の聞き取りができますか



ひらがなを読むことができますか



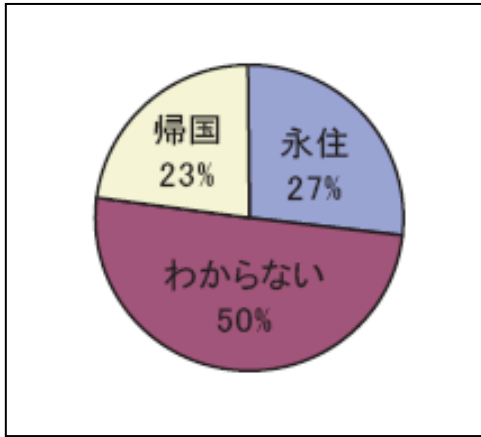
ひらがなを書くことができますか



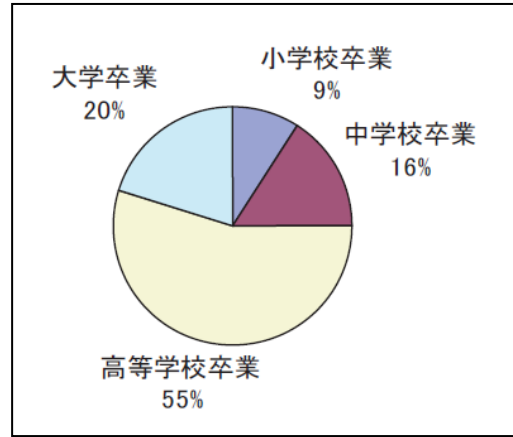
外国人市民意識調査（平成20年7月 豊橋市実施）

◎全般について

今後の予定について

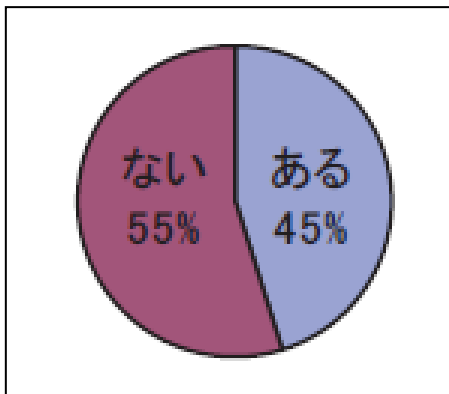


あなたの最終学歴は

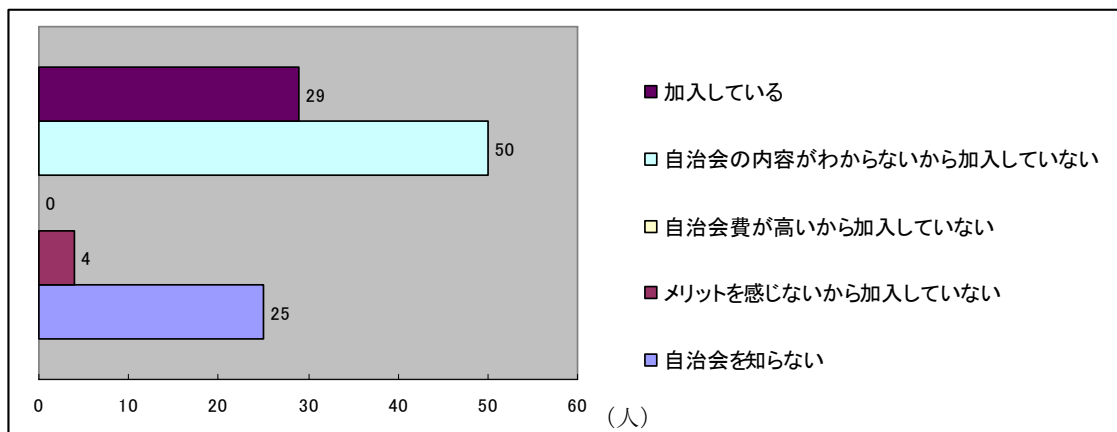


◎生活について

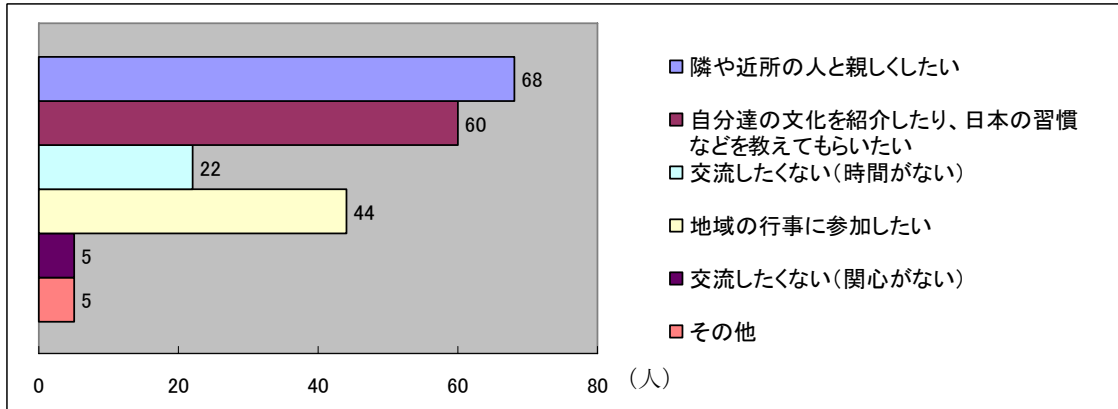
地域で生活して、外国人であることによる差別を感じたことがありますか



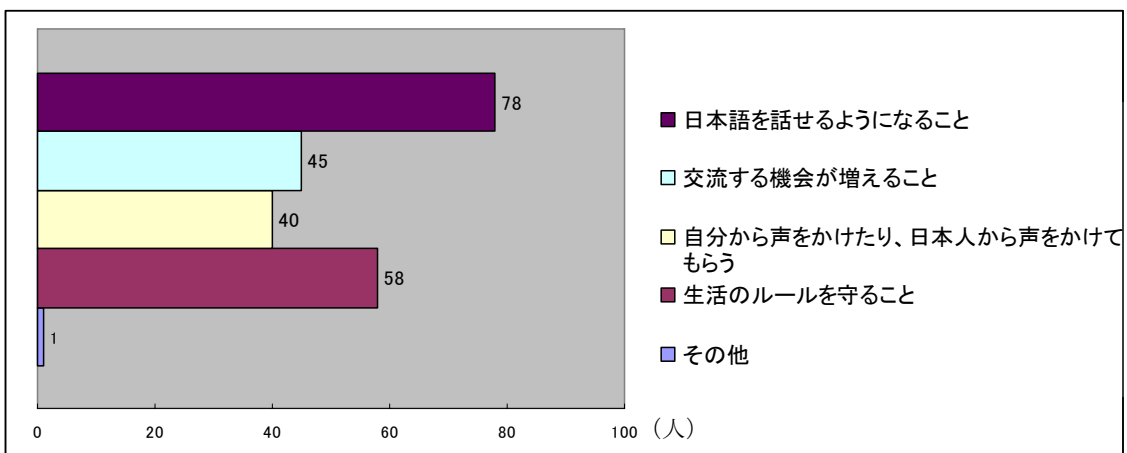
自治会（町内会）に加入していますか



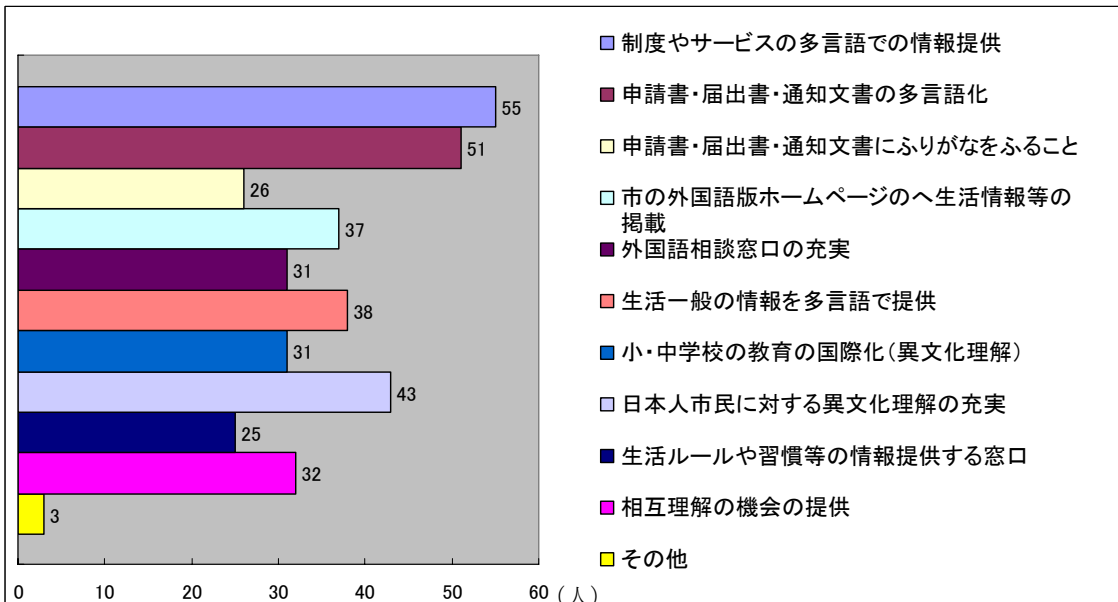
地域でどんな交流をしたいですか



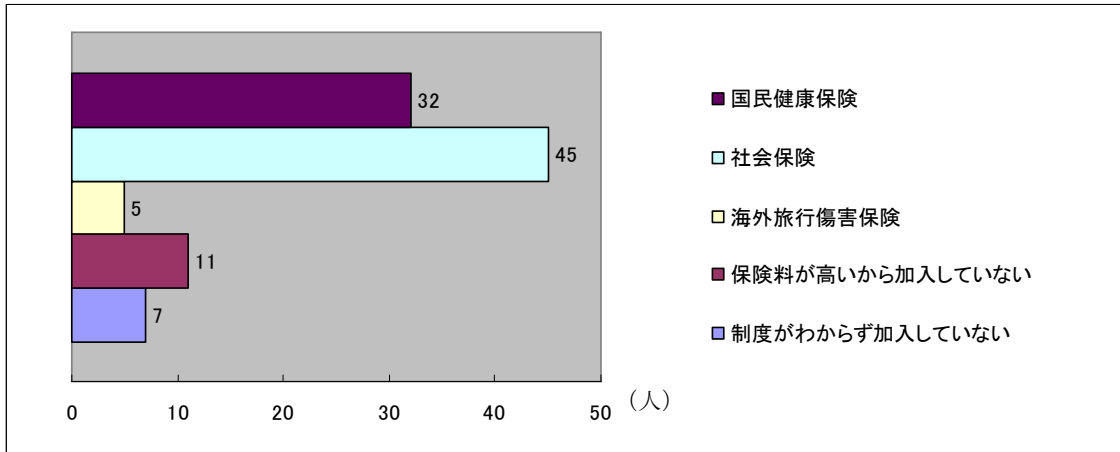
外国籍市民が日本人との交流に必要なことは何ですか



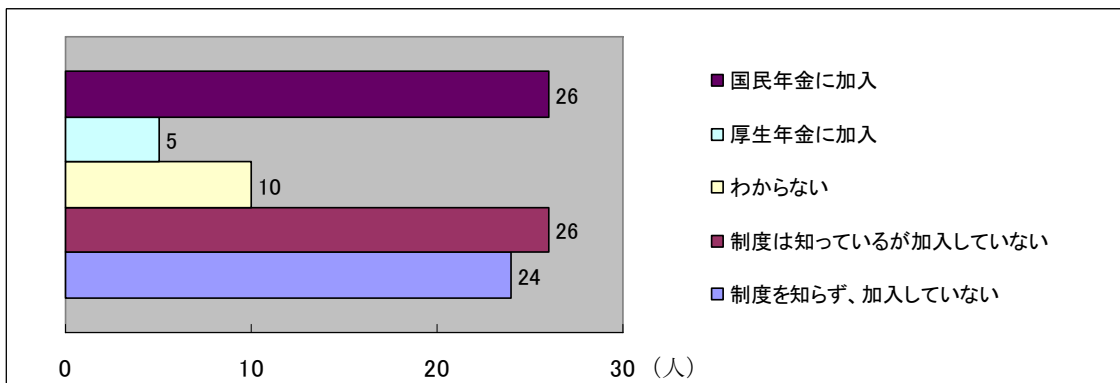
豊橋市の行政サービスに要望することは何ですか



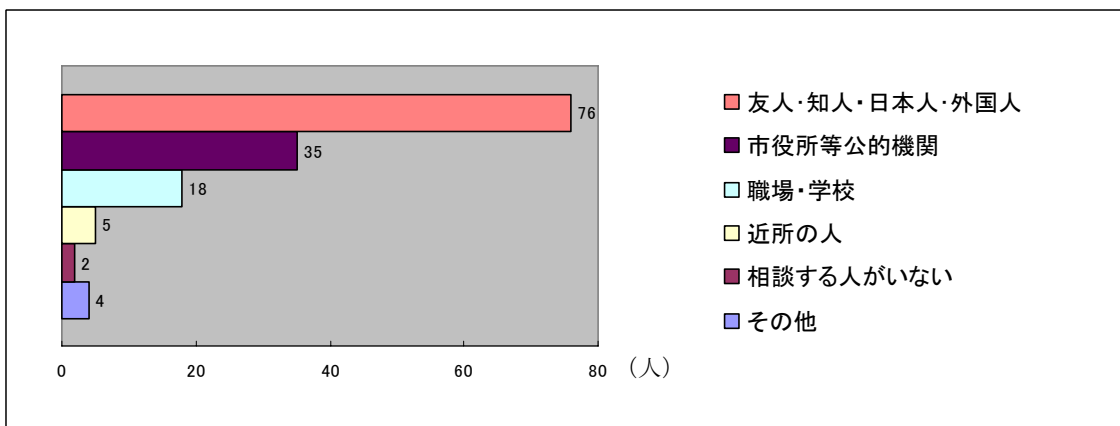
健康保険に加入していますか



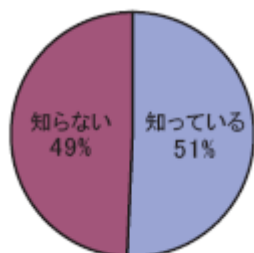
公的年金に加入していますか



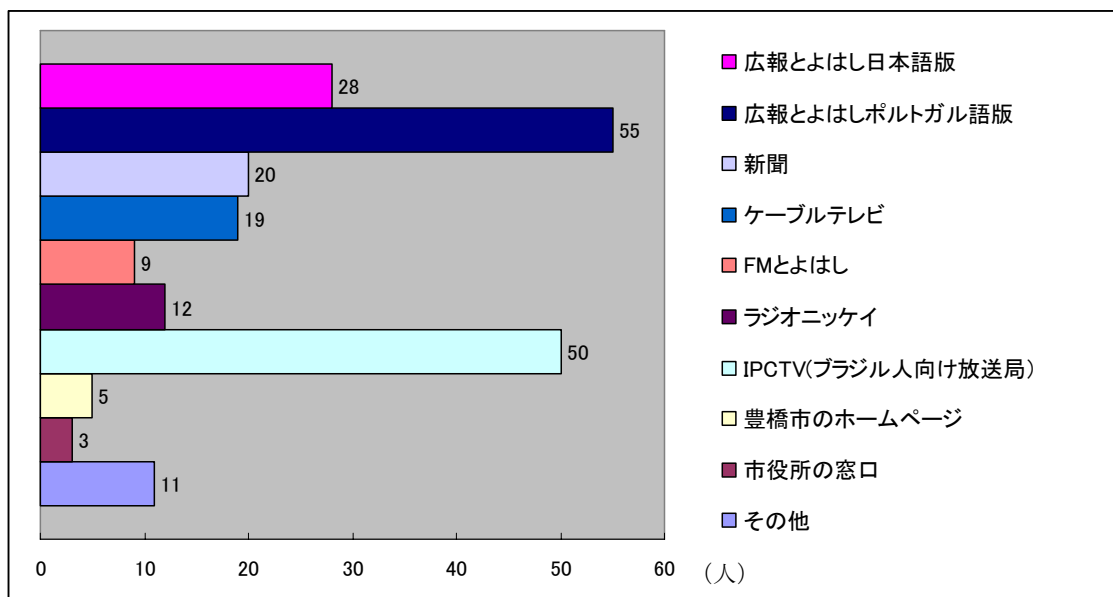
困ったことやトラブルがあった場合、誰に相談しますか



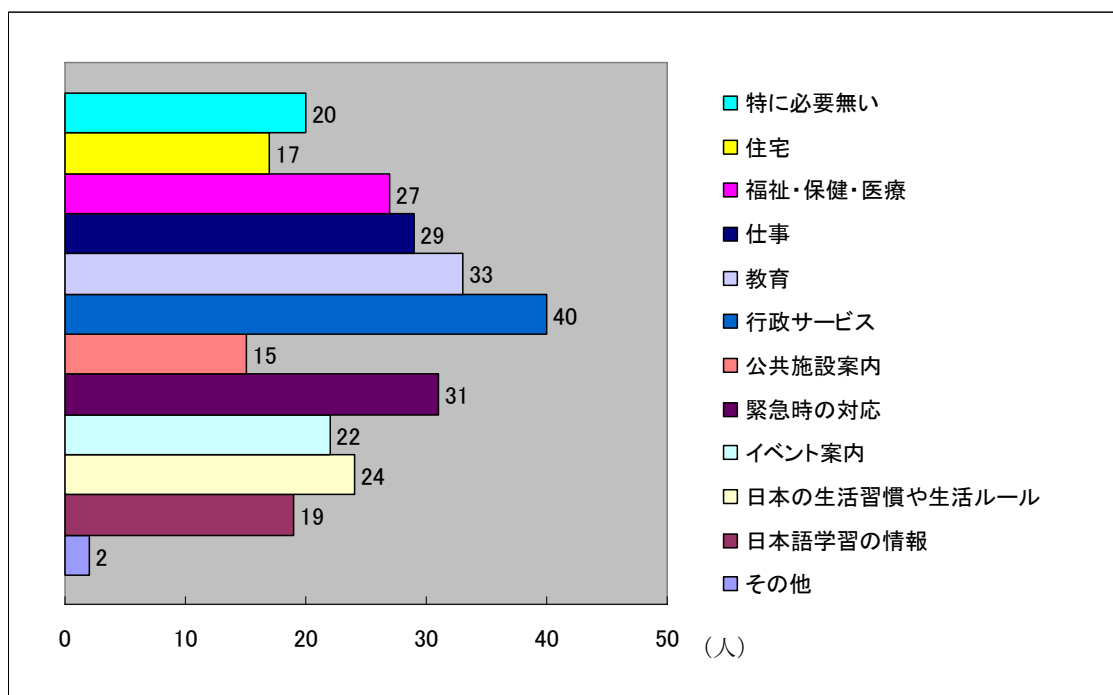
地域の避難所を知っていますか



### 豊橋での情報はどこから得ていますか

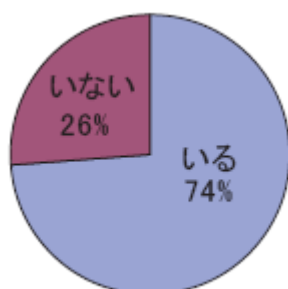


### 普段の生活において、どのような情報が必要ですか

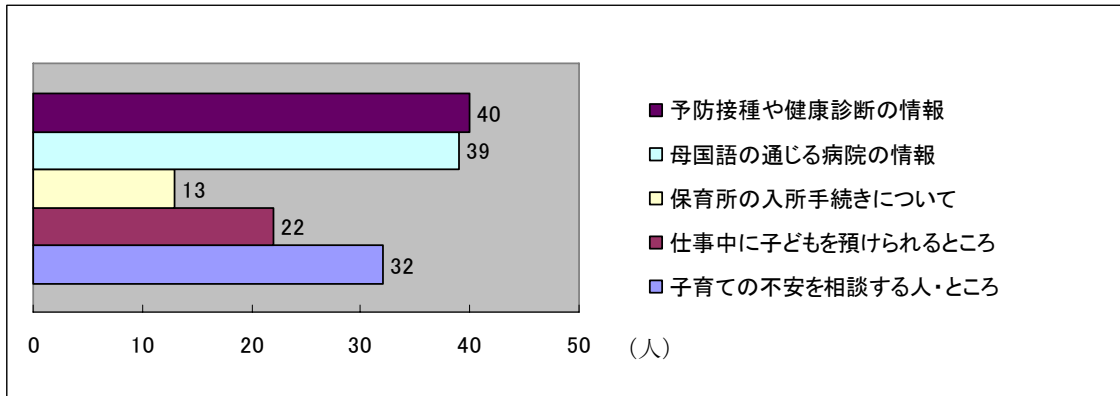


### ◎教育・子育てについて

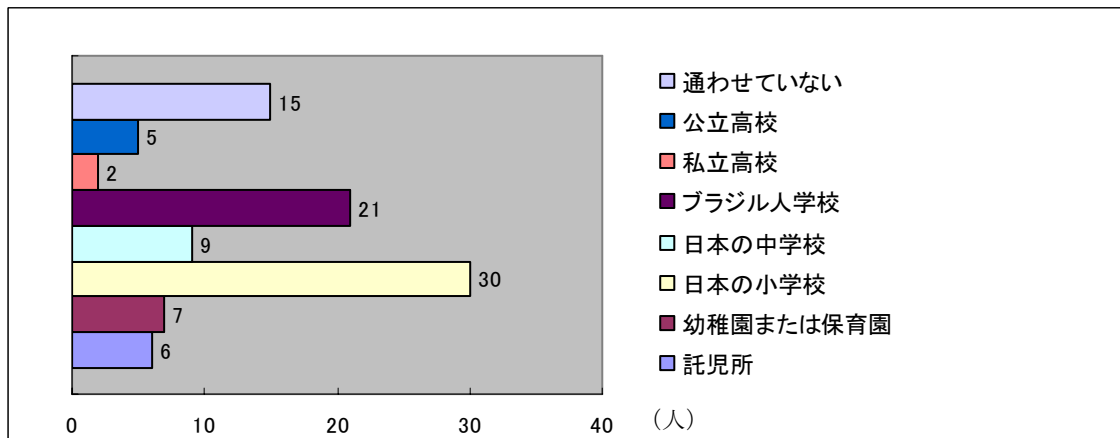
あなたは子どもがいますか



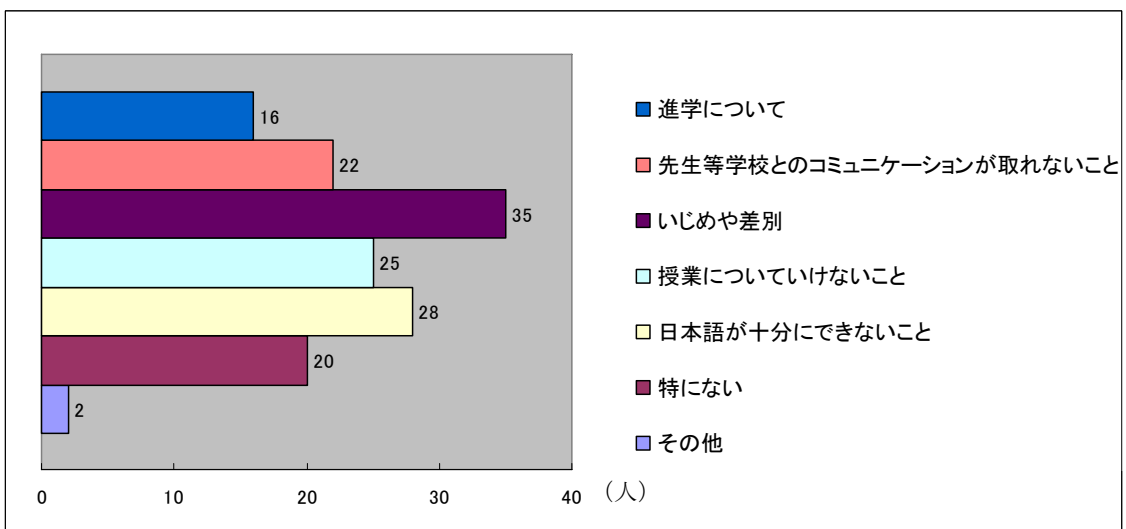
子育てにどんな情報が必要ですか



子どもの学校等について、どの学校等に通いましたか

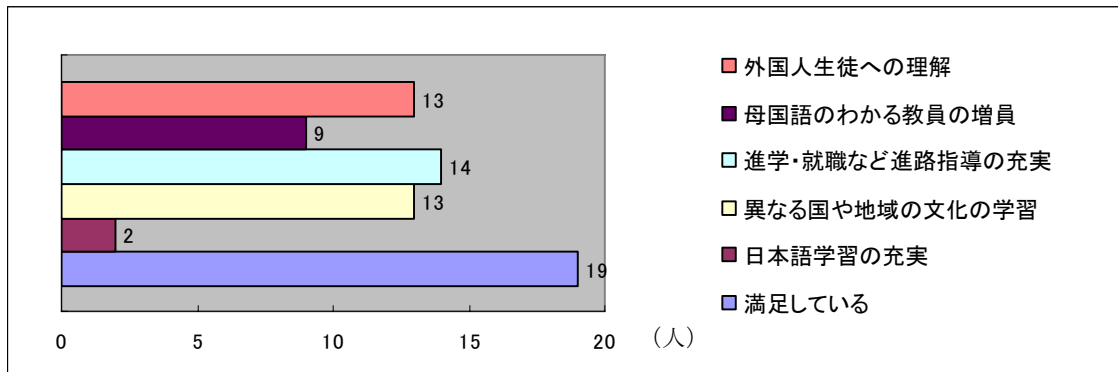


子どもの教育で心配なことはありますか



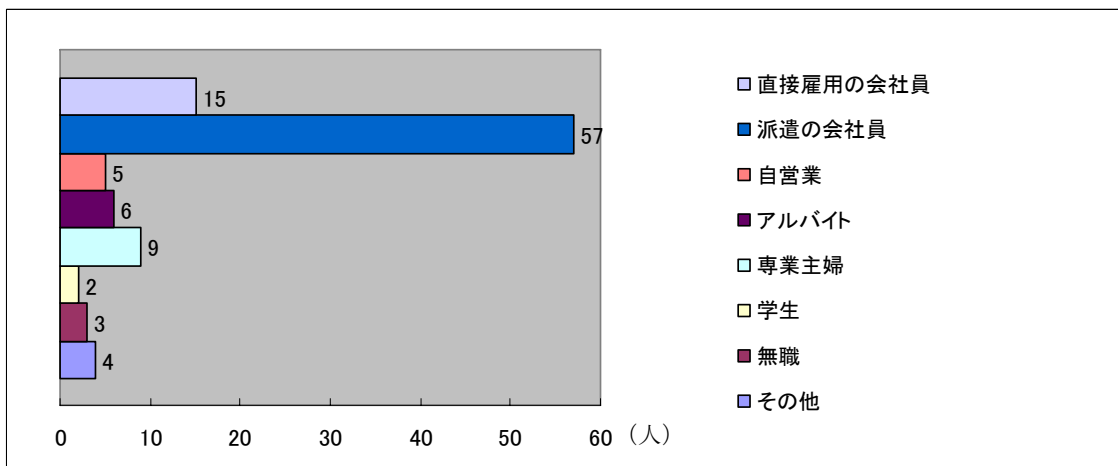


日本の学校に望むことはありますか

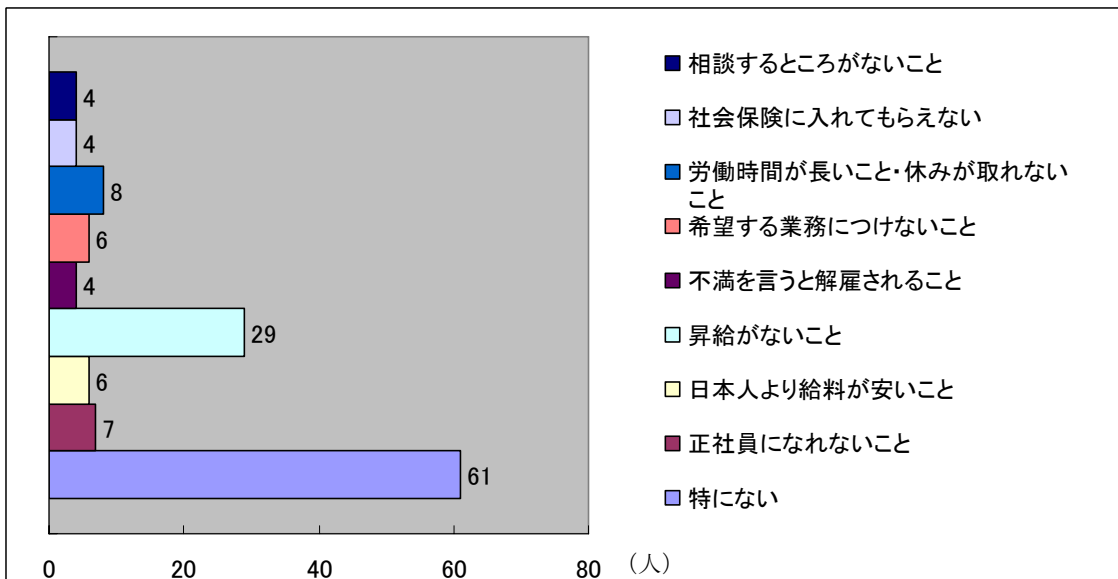


◎就労について

あなたの職業は何ですか



仕事で不満や差別を感じることはありますか



## 2 多文化共生推進プラン（仮称）検討会議

### （1）設置要綱

#### 多文化共生推進プラン検討会議設置要綱

##### （目 的）

第1条 豊橋市の多文化共生推進プラン（仮称）の策定をするため、多文化共生推進プラン検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、様々な立場の市民より意見を求める。

##### （構 成）

第2条 検討会議は、12人以内の委員をもって構成し、市長が委嘱する。

##### （任 期）

第3条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

##### （会 長）

第4条 検討会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

##### （会 議）

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

##### （事務局）

第6条 検討会議の事務局は、企画部国際交流課に置く。

##### （雑 則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

##### 附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

(2) 委員名簿

多文化共生推進プラン（仮称）検討会議委員名簿

（五十音順、敬称略）

氏 名	職 名 等
安藤 正紀	豊橋市教育委員会学校教育課長
磯中 修	NPO 法人豊橋ブラジル協会副理事長
稲垣 和栄	多文化共生懇談会委員
◎加納 寛	愛知大学国際コミュニケーション学部准教授
河村 八千子	フロンティアとよはし代表
佐藤 信次	(財) 豊橋市国際交流協会常務理事
鈴木 拓也	豊橋商工会議所事務局次長
内藤 公夫	豊橋市自治連合会常任理事
彦坂 久伸	豊橋市立岩田小学校長
水野 智啓	豊橋保育協会 磯辺保育園園長
○村松 由起子	豊橋技術科学大学留学生センター准教授

◎：会長 ○：会長代理

(3) 会議経過

第1回	2008年（平成20年） 5月15日（木）
第2回	2008年（平成20年） 6月20日（金）
第3回	2008年（平成20年） 7月11日（金）
第4回	2008年（平成20年） 8月29日（金）
第5回	2008年（平成20年） 10月3日（金）
第6回	2008年（平成20年） 11月21日（金）
第7回	2009年（平成21年） 1月30日（金）

## 2-2 多文化共生推進プラン（仮称）策定会議

### （1）設置要綱

#### 多文化共生推進プラン策定会議設置要綱

##### （設 置）

第1条 豊橋市の多文化共生推進プラン（仮称）の策定をするため、多文化共生推進プラン策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

##### （所掌事務）

第2条 策定会議は、多文化共生社会の実現を図るため、多文化共生推進プラン（仮称）の骨子、内容を協議調整し、策定する。

##### （組 織）

第3条 策定会議は、会長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 会長は、策定会議を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

##### （部 会）

第4条 策定会議のもとに多文化共生推進プラン策定部会を設置し、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

2 部会は、次の事項を所掌する。

（1）多文化共生推進プラン（仮称）の骨子、内容の協議調整を行う。

（2）多文化共生推進プラン検討会議の検討・提案事項の協議調整を行う。

3 部会は、必要に応じて関係者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

##### （任 期）

第5条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

##### （会 議）

第6条 会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

##### （事務局）

第7条 策定会議の事務局は、企画部国際交流課に置く。

##### （雑 則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

##### 附 則

この要綱は、平成20年4月28日から施行する。

(2) 会議構成員

① 多文化共生推進プラン策定会議構成員

部 局	構 成 員
企画部	国際交流課長
企画部	広報広聴課長
企画部	企画課長
文化市民部	市民協働推進課長
福祉保健部	保育課長
産業部	工業勤労課長
建設部	住宅課長
消防本部	防災対策課長
教育部	学校教育課主幹

② 多文化共生推進プラン策定部会構成員

部 局	構 成 員
企画部	国際交流課
企画部	広報広聴課
企画部	企画課
文化市民部	市民協働推進課
福祉保健部	保育課
産業部	工業勤労課
建設部	住宅課
消防本部	防災対策課
教育部	学校教育課



---

## 豊橋市多文化共生推進計画

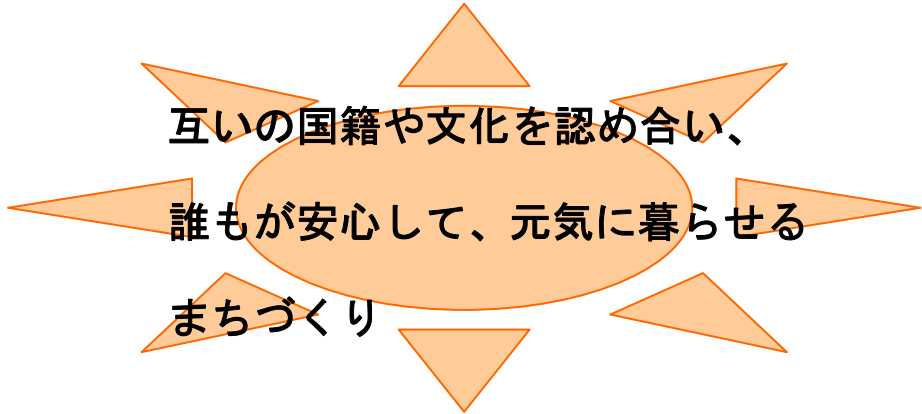
平成 21 年 3 月

発行：豊橋市企画部国際交流課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話 (0532)51-2054

---



互いの国籍や文化を認め合い、  
誰もが安心して、元気に暮らせる  
まちづくり



夢を持てる  
社会づくり

元気な地域づくり

暮らしやすい  
まちづくり

多文化共生の意識づくり